

## 会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成28年6月8日(水) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- |     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 藤田尚美君  |
| 2番  | 秋山泉君   |
| 3番  | 尾野政子君  |
| 4番  | 伊藤裕一君  |
| 5番  | 長田麻美君  |
| 6番  | 山本伸子君  |
| 7番  | 杉森弘之君  |
| 8番  | 須藤京子君  |
| 9番  | 黒木のぶ子君 |
| 10番 | 甲斐徳之助君 |
| 11番 | 池辺己実夫君 |
| 12番 | 守屋常雄君  |
| 13番 | 市川圭一君  |
| 14番 | 小松崎伸君  |
| 15番 | 石原幸雄君  |
| 16番 | 遠藤憲子君  |
| 17番 | 鈴木かずみ君 |
| 18番 | 利根川英雄君 |
| 19番 | 山越守君   |
| 20番 | 板倉香君   |
| 21番 | 柳井哲也君  |
| 22番 | 中根利兵衛君 |
1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農業委員会 事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総務部次長	小 林 和 夫 君
市民部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	藤 田 聡 君
環境部次長	梶 由紀夫 君
経済部次長	小 川 茂 生 君
建設部次長	岡 野 稔 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	中根	敏美君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

## 平成28年第2回牛久市議会定例会

### 議事日程第3号

平成28年6月8日(水) 午前10時開議

#### 日程第1. 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長(市川圭一君) おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

一般質問

○議長(市川圭一君) 初めに、21番柳井哲也君。

[21番柳井哲也君登壇]

○21番(柳井哲也君) 皆さん、おはようございます。創政クラブの柳井哲也でございます。よろしくお願ひします。

3点について質問をいたします。

まず、1番目の新中学校敷地について。

土壤汚染調査について質問したいと思います。土壤汚染調査につきましては、6月3日、創政クラブより根本市長宛てに、ぜひ土壤汚染調査をやってほしいという要望書を提出してあります。私の別枠でこの質問をしたいということを出してありますので、これについて質問をさせていただきます。

市内の公園や学校などの公共施設は、これまで放射能汚染の詳細について、関係住民の心配を払拭すべくしっかりと実施し公表してきた経緯があります。また、奥原の残土置き場問題は、市役所と議会と周辺住民が一緒になって土壤汚染調査を実施するなど、極めて信頼できる手順を踏み、結果として完全に食いとめることができました。牛久市としてはもちろんのこと、周辺住民は非常に安心したことと思います。

中学校敷地に予定されておりますタキイ種苗の農場跡地における土壤汚染調査、牛久市で行っておりますが、この調査概要によりますと、3月3日に調査を実施しています。有害特定施設は使用廃止時に土壤汚染対策法に基づく土壤調査が課せられているようですが、タキイ農場はその対象施設ではなくて、牛久市としては自主調査として行ったとされています。

当該調査地点は所有者が同一で一体の土地であります。学校建設予定地のいわば隣接地であり、中学校建設のための土壌汚染調査書としては極めて不十分なものと考えます。なぜこのようなやり方で実施したのか。せつかく実施したのに、学校建設予定地を外したように思える、この理由はなぜなのか。タキイ農場跡地について土壌汚染の不安を感じている住民が大勢いることは既に知られており、住民の要望に応えるべく十分な調査を改めて実施すべきと考えます。

奥原方式といいますか、あのかのときの検体採取のように、地元住民の安心を保障する形で進めていってはいかががでしょうか。費用が増加しても、安全な環境をしっかりと保障していくことが、教育施設には特に大切であると考えます。市の考えをお聞かせください。

2番目は、雨水対策です。中学校の建設予定地は段差があり、その段差を利用して、つまり平らにせず校舎をつくっていきたくて聞いております。畑の状態のときは、集中豪雨があっても地中への浸透率が高く、ほとんど問題がなかったと思いますが、中学校のグラウンドや敷地になりますと、ほとんどが浸透せずに低地に流れていくと思われま。雨水排水について想定外の事態が発生することのないよう、建設の時点において十分な対応をしておくべきと考えますが、市の考えをお聞かせください。

3番目、広い敷地の活用について質問いたします。

ひたち野うしく小学校の敷地は3ヘクタールと聞いています。タキイ農場は全体で4.7ヘクタールということで、学校敷地としては大き目ですが、ひたち野地区のコミュニティー的な役割を含めて考えると、歓迎すべき広さと思えます。根本市長は第一幼稚園の敷地にしたいという発言をしていますが、具体的な計画になっているのでしょうか。

熊本地震では自動車泊をする家族がたくさんありましたが、中学校の体育館などを地域の防災避難所に指定する場合は、応急手当のための薬、あるいは粉ミルク、ドッグフード、テント、シャワー施設などがあってしかるべきであり、これらを備えた防災避難所としての活用に最適と考えます。また、青少年の野外活動拠点としての活用なども考えられます。市の考えをお聞かせください。

大きく2番目の防災対策について質問いたします。

(1)の想定外の災害についてであります。

私は日本防災士会の会員になって10年ほどになりますが、去る4月5日に都議会議事堂会議室において、地方議員連絡会の設立総会が開催されました。災害と地方議員の役割がその趣旨です。内容の一部を申し上げますと、災害に常識は通用しないということです。危機管理の基本は常識を破棄することから始まります。火山学や地震学は予測しませんし、できません。マニュアルは精緻につくっても機能しないことがほとんどで、柔軟に対応する能力をふだんから養っていかねばなりません。メディアこそパニック状態になる、あるいは市民活動の力

は行政にまざる、こういうことを十分に知っておく必要があります。昨日、同僚議員が大地震によって本庁舎が全半壊した場合の対応についての質問がされました。危機管理はまさに想定外の危機に備えることとも言えます。

ところで、牛久市において市民の多くは、牛久では自然災害は竜巻などのほかはほとんど発生しないと思っているのではないのでしょうか。これまで災害が少なかったので仕方のないことですが、先ほど言いましたように、防災対策にこのような常識は排除していかなければなりません。想定外と言えるような甚大な災害が牛久市で発生するとしたら、どのようなものがあるのか、市当局の考えをお聞かせください。

(2) の子供中心の防災訓練について質問します。

父や母が防災についてどのような考えや対策を持っているのか、子供がわかっていることが非常に大切です。同様に、大災害が発生したとき、子供がどのような行動をとるのか、親のほうも知っていることが大切と考えます。そのためには、学校で身につけた防災知識や対策を必ず家族全員に報告し、共通認識を持つことであると考えます。その上で親子一緒に防災訓練ができれば、防災・減災の実効が上がるものと考えます。

首都直下地震は、今後30年間で発生確率70%とされ、最悪の場合、マグニチュード7級、死者2万3,000人の被害が想定されています。2次災害を防止するため、帰宅困難者800万人の施設確保が急務であるとされています。牛久市民は東京に勤めている方も多く、家族の情報共有と共通認識は非常に大切なものと考えます。

大人中心の防災訓練に子供が参加するというこれまでのやり方は、子供が受け身で対応する可能性があるため、あえて子ども中心の防災対策を提案したいと思います。市の考えをお聞かせください。

(3) 番、避難所の防災品と設備について質問します。

先ほど中学校の新設とともにシャワー設備などを備えた避難所をつくってはどうかという提案をしましたが、およそ牛久市が学校を防災避難所に指定するからには、そこに食料品や毛布などの防災品が備蓄されていることが必要と考えます。上水道や電気などのライフラインがダメージを受ける可能性もあり、簡易トイレやシャワー施設も整備すべきと考えます。牛久市では南中学校に防災倉庫があり、そこから避難所になっている各学校に配送する体制になっていることですが、予算を確保しながら少しずつ実施していくべきではないでしょうか。市の考えをお聞かせください。

大きく3番目の空き家対策について質問します。

牛久市におきましても、既存の団地に空き家が目立つようになってきました。しかし、本当の空き家問題が大変になるのはこれからです。6年後には団塊の世代が75歳になります。少子

高齢化と空き家数は比例してますます増加の一途をたどることになります。

そこで、1番目の宅建協会牛久・竜ヶ崎支部との連携について質問いたします。

ここで避けて通れないのが、宅地建物取引業協会との連携だと思います。協会の業者には毎月、月刊誌リアルパートナーが送付されてきますが、ここ数年間、空き家対策の記事がずっと続いて掲載されております。市内の業者もその記事を参考にしながら実践しているところが見られます。ただ、今のところ牛久市との連携ができていませんので、各業者はその会社の能力で調査し、オーナーに連絡をとりながら行っているため、経費倒れになっているのが実情と思われれます。

空き家が減少すれば、市はもちろんのこと、周辺住民も非常に助かることと思います。市との連携が必須と思われれますが、市の考えをお聞かせください。

(2)の相続放棄の場合の対応について質問いたします。

牛久市は東京のベッドタウンとして発展してきた歴史があり、故郷を離れて東京に就職し、牛久に住まいを持った人の中には、田舎に誰も住んでいない実家が残っているという例をしばしば耳にしたものです。しかし、今はどうでしょう。牛久市を巣立っていった子供たちが、牛久にある空き家を相続せずに放棄するという事になったら、どうなるのか。相続人は被相続人が亡くなったのを知ってから原則3カ月以内に家庭裁判所に申し立て、いろいろと手続をする必要があります。このような場合に、牛久市の対応についてお聞きしたいと思います。

(3)番、空き家解体補助制度について質問をいたします。

富山県の高岡市は2013年、倒壊などの危険性が高い空き家の解体費の一部を補助する制度を導入しています。最大50万円と聞いております。相続人に対して、放棄する前に補助制度の活用を呼びかければ、行政代執行で強制撤去をしないで済むこととなります。このような件について市の考えをお聞かせください。

以上、3点の大きな質問でございます。答弁よろしく願いいたします。

○議長(市川圭一君) 市長根本洋治君。

○市長(根本洋治君) 私のほうからは、想定外の災害についての御質問にお答えします。

もともと想定とは、ある一定の状況・条件を仮に描くことであると言われております。ですから、その一定の状況・条件、今がまさしくこの一点を大きく言われることになってくると私は思っております。

近年においても、観測史上でもまれな異常気象により、数多くの災害が発生しております。

頻発する記録的な豪雨は、平成26年8月の広島での土砂災害や、昨年9月の常総市での鬼怒川決壊など、各地で甚大な被害をもたらしております。とりわけ常総市に洪水をもたらした関東・東北豪雨では、アメダスによる観測が史上1位の降水量を更新した地点が多く記録され

ましたこと、また竜巻などの暴風災害も多く、平成24年5月につくば市を襲った竜巻は、気象庁の計測で風速50メートルから69メートルの暴風が吹き荒れ、家屋が基礎ごと吹き飛ばすという、専門家でも衝撃を受ける被害でございました。

さらに、異常気象以外にも、東日本大震災を引き起こした「東北地方太平洋沖地震」は、想定を超える大津波や、未曾有の原子力災害を発生させ、まだ記憶に新しいところでございますが、ことし4月の熊本地震で連続的に震度7を超す、観測したことについて「想定していなかった」という専門家のコメントを多く聞き及んだところでございます。

このような大規模な自然災害に対しても、各地で発生しておりますが、牛久市においても、平成26年2月の記録的な大雪や、平成22年12月、南7丁目を中心とした竜巻発生などを経験しており、今後、いつ大きな災害が来てもおかしくない状況であります。

自然災害の規模をあらかじめ予測することは非常に難しいことではございますが、過去の災害を教訓といたしまして、今後もさまざまな事態を想定し防災施策を進めてまいります。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 私からは、御質問1番、中学校の敷地に関する3点の御質問、そして2番の防災対策についてのうち、子供中心の防災訓練について答弁をさせていただきます。

まず、新中学校予定地における土壌汚染調査についての御質問にお答えをしていきたいと思っております。

さきの第2回臨時議会の議案質疑の中でもお答えをいたしました。タキイ種苗牛久農場跡地につきましては、土壌汚染対策法に定める有害特定施設ではございません。しかしながら、土壌の残留農薬を心配する声があったため、ひたち野うしく小学校駐車場整備を行うに際しまして、この残留農薬の有無を確認する目的で、同法に基づく土壌調査を実施したところでございます。調査結果につきましては、議員各位にもお配りをしてございますが、いずれの項目につきましても不検出もしくは定量下限値未満となっております。

また、タキイ種苗株式会社からの報告では、あくまでも当地では市販された農薬のみを使用していたというふうに報告を受けておったところでございます。昭和46年以降に製造・販売された農薬につきましては、半減期が180日以内ということ等も考慮しますと、土地の安全性に問題はないというふうに考えているものでございます。

しかしながら、数多くの議員の皆様からもいまだこの残留農薬については不安を持っている市民がいるとお話もいただいていることから、今後、さらにこの土壌汚染対策法に規定する第三種特定有害物質、いわゆる農薬等についての調査並びに農場内の既存の井戸につきまして、水道法に定める水質基準項目についての調査を農場全域にわたって実施をするべく、現在準備を進めているところでございますので、何とぞ御理解をいただきたいと存じます。



続きまして、雨水対策についての御質問にお答えをしたいと思います。

中学校用地の雨水対策につきましては、基本的には、敷地内での浸透処理等で対応する予定ではございます。なお、詳細につきましては、これから発注を予定しております基本設計並びに実施設計におきまして、関係機関と十分な検討をした上で決定をしておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

続きまして、3点目の敷地の活用についての御質問にお答えをしたいと思います。

今回、中学校用地の選定に関しましては、必要面積についても、プロジェクトチームにおきまして検討を行ってまいりました。

市内中学校の敷地面積の平均は、グラウンドが手狭となっている牛久一中の2.9ヘクタールを含めまして、平均で約3.6ヘクタールとなっております。中学校におきましては、校舎や体育館等の建物のエリアはもとより、授業に必要な200メートルトラックを初め、野球、サッカー、テニス、バスケットボール、バレーボール等の部活動のためのエリアも必要でありますので、プロジェクトチームといたしましては、おおむね4ヘクタール程度は必要との結論に至ったところでございます。

タキイ種苗株式会社牛久農場跡地につきましては、農場地の北側の部分も含めまして、約4.7ヘクタールでございます。現在、ひたち野うしく小学校の駐車場として、そのうち約0.6ヘクタールを使用しており、この部分を差し引きますと約4.1ヘクタールとなるため、プロジェクトチームにおいて、おおむね必要とした面積は確保できるというふうな結論に至っております。

しかしながら、施設の配置計画に際しましては、効率的かつバランス等を十分に考慮し、計画する必要があると考えているところでございます。なお、第一幼稚園に関しましては、移転先の選択肢の1つとして、その他必要と思われる施設と同様に、十分な検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

また、中学校は第2次避難所となるべき施設でありますので、防災という観点からの施設計画も大変重要であると認識をしており、関係機関とも十分に協議してまいりたいと考えております。

しかしながら、あくまで学校施設でございますので、青少年の野外活動拠点としての活用ということに関しましては、当初の段階でそういった活動の計画を盛り込むことは困難であるというふうに考えているところでございますので、何とぞ御理解を賜りたく存じます。

続きまして、2番の防災対策についてのうち、(2)子供中心の防災訓練についてお答えをさせていただきます。

市内の各小中学校では、年3回程度、火災や地震、竜巻等を想定した避難訓練を実施してお

ります。加えて、小中学校合同で災害時の保護者への引き渡し訓練を実施している学校や、牛久消防署職員を講師に迎え、煙体験や消火器体験などを実施したり、地区社協の方に御協力をいただいて地域の防災について学習している学校もございます。教育委員会では、牛久消防署等に御協力をいただき、市内全中学校において、救命救急講習を実施しております。

学校では、防災について学習したことを家庭で話題にしたり、災害時の集合場所を家族と確認したりするように児童生徒に話をしております。また、避難訓練等につきましては、学校通信やホームページ等を通じて保護者に向けて発信をしており、家庭での防災への意識の高揚を図っているところでございます。

議員御指摘のとおり、防災において家族での情報共有と共通認識は大変重要と考えております。今後、一層児童生徒が保護者と防災教育の成果を共有し、災害発生時にも正しく行動し、被害を最小限にとどめられるようにしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうからは、避難所の防災品と設備についての御質問にお答えいたします。

現在、市では、災害時に避難所となる小中学校と高等学校の各体育館に毛布を備蓄しているほか、牛久南中学校の余裕教室に食料や簡易トイレなどの資機材を備蓄し、災害時には各避難所へ配布する計画となっております。

今後、各避難所の備えにつきましては、熊本地震の教訓を踏まえるとともに、いち早くその現場に出向いた市防災アドバイザーである山村武彦氏の助言を参考としながら、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） また、なお、ひたち野地区の新中学校につきましては、先ほど教育委員会で答弁いたしましたように、施設計画の中で関係機関と十分に協議をし検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 私のほうからは、空き家対策に関する3点につきましてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の宅建協会牛久・竜ヶ崎支部との連携についてでございますが、市としましては「牛久市空き家バンク」の設置・運営を予定しております。

空き家バンクの設置・運営につきましては、土地建物売買の専門家である茨城県宅地建物取引業協会との連携を視野に入れて検討を進めているところでございます。

今年度内に協定を締結して、市ホームページ等において登録物件を紹介しまして、空き家の建物所有者の方と賃貸や購入を希望される方々を仲介していただく仕組みを構築する予定で考えております。

次に、2点目の相続放棄の場合の対応についてお答えいたします。

物件管理がされていない空き家の中には、所有者の方々が不明な物件もございまして、対応が進まないことも現状ではございます。

これらへの対応を含む牛久市の空き家対策を検討するために、今年度内に牛久市空き家等対策協議会を設置する予定にしております。

同協議会の委員の構成につきましては、国の空き家等に関する施策の基本方針にも定義されております、建築、法務、学識等のさまざまな専門分野の方、地元市民の方で構成を考えているところでございます。

同協議会では特に物件管理がされていない危険な状態となっております「特定空き家」の判断基準や、「空き家等対策計画」の内容に対する意見の取りまとめ、物件管理がされていない空き家や相続放棄等所有者が不明な物件への対応等について御協議をいただく予定にしております。

また、「空き家等対策計画」の策定に当たりましては、現在お住まいの方の今後の居住の御意向などに関連したアンケート等の実施を予定しております。

最後に、3点目の空き家解体補助制度についてでございますが、空き家の有効活用を図るために、先ほど申し上げました空き家バンク制度を創設いたします。さらに、空き家バンクの利用促進を図るために、空き家バンク利用者への貸し付け制度など、利用者の方々にどのような支援ができるのか、先進事例を参考に検討してまいる予定でございます。

空き家問題につきましては、身近で起きているものであり、さらなる少子高齢化社会へと向かう中で、中心市街地の活性化や地域コミュニティーの活性化を図っていくために重要なものと認識しておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 柳井哲也君。

○21番（柳井哲也君） ほぼ答弁、満足できる答弁をいただくことができました。中学校の予定されておる敷地の土壌汚染の調査、改めてもう1回きちっと農場全域について実施することなので、恐らく住民の方も安心できるのではないかと思います。よろしくどうかお願いいたします。

それから、根本市長が答弁してくれた、想定外の災害事例が最近本当に増加しております。専門家の話も聞いてきているのですが、本当に異常気象ですか、6月3日、まだつい最近のテレビで、パリで大雨が降ってセーヌ川が氾濫して、ルーブル美術館、オルセー美術館が水害のおそれがあるということで休館になっているという報道がありました。初めての経験だそうです。セーヌ川が、パリのところで氾濫していたというのは、これは地球規模で異常気象が発生しているということだと思います。

災害対策の大学の先生は、ずっと日本のその統計をとってまして、瞬間風速58メートルのあれが出たというようなこともありまして、それが出たから、本当にそういうのは出たことがなかったのだけれども、出てからは時々そういう事例が国内で見つかるようになったということのあれがありました。大雨もそうだそうです。

もうだんだんその頻度が縮まってきて、これは異常気象というのは、もう本当に想定外だって逃げられないところに来ているということでもありますので、常に危機管理というのですか、防災するときはその常識と、これまでなかったから大丈夫だという常識というものを覆すところからスタートしていかなければと思っております。

しっかりした答弁をいただきました。ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で柳井哲也君の一般質問は終了いたしました。

次に、7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 改めましておはようございます。会派市民クラブの杉森弘之です。

初めに、熊本県、大分県などで地震が発生して約2カ月がたちますが、いまだに地震が続いています。被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。同時に、いまだに車での宿泊を余儀なくされている方々が大変多いと。国の不十分な支援策を抜本的に強化するよう強く求めるものであります。

また、この地震を発生させたと言われる中央構造線の西の延長線上には、鹿児島県の川内原発があり、この原発は周知のとおり、震源距離10キロ圏内で最大加速度は620ガルの耐震性しか想定しておりません。4月16日の熊本県の地震では、益城町では最大加速度1,580ガルでございます。安全性が全く不十分なことは明らかであり、川内原発は今すぐとめるべきであります。そして、中央構造線の逆の東への延長線上には、愛媛県の伊方原発があり、今安倍首相はこの再稼働を強行しようとしていますが、これも決して許されるものではありません。

それでは、一問一答方式で質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

質問の第1は、奨学金問題でございます。

周知のとおり、格差と貧困が深刻化する中で、奨学金問題がクローズアップされてきています。安倍首相はG7首脳会議を舞台に利用し、中国経済の後退などを持ち出して、世界経済がリーマン・ショック前に似ているなどというデマを盛んに吹聴し、アベノミクスが破綻したことを必死にごまかそうとしてきました。

しかし、デマで各国首脳の賛同を得ることはできませんでした。米国はむしろ追加利上げを探っており、英国のキャメロン首相は、危機とは言えないと明確に反論しました。フィナンシャルタイムズ紙は、世界経済が着実に成長する中、安倍氏が説得力のない、リーマン・ショックが起きた2008年との比較を持ち出したのは、安倍氏の増税延期計画を意味していると辛辣に指摘しています。

安倍首相は昨年9月、「アベノミクスは第2ステージに移る」と宣言しました。既にこの時点でアベノミクスの失敗、破綻が指摘されていましたが、安倍首相は必死にアベノミクスの成果を強調し、雇用が100万人ふえた、2年連続して給料が上がった、中小・小規模事業者の倒産が減ったと強弁しました。

しかし、雇用がふえたというのは、非正規職員が167万人ふえただけで、正規職員は逆に27万人減少しました。このため、非正規雇用者の比率は37.4%に上がり、雇用の不安定化がさらに深刻化したのであります。また、給料が上がったというのは、資本金10億円以上の大企業の正規雇用労働者などだけであり、中小・零細企業も含めた労働者全体の賃金はマイナスのままであります。

中小・小規模事業者の倒産が減ったというのも、安倍政権になってからではなく、民主党政権から続いていることであります。そして、倒産件数が減少する一方で、企業の休廃業、解散件数が著しく増大し、倒産件数の約3倍にもなっているのが現状であります。

安倍首相は、アベノミクスで持続的な経済成長をとうたいましたが、この3年間の年平均実質経済成長率は0.6%であり、これは民主党政権下の実績2.0%を大きく下回っており、完全な失敗と言わねばなりません。

その結果、日本の格差拡大、貧困の深刻が問題になっています。朝日新聞によれば、最貧困層の子供は、標準的な子供と比べてどれぐらい厳しい状況にあるのか、その格差を分析したところ、日本は先進41カ国中34位で、悪いほうから8番目だったといいます。さらに、厚労省の統計では、本年3月の生活保護受給者数は217万4,331人、世帯数で162万2,458世帯と、ともに過去最高を更新したそうであります。

そこで、質問いたします。牛久市における生活保護、児童扶養手当等の申請と受給の5年前との比較はどのようなものでありましょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

生活保護の申請及び受給状況につきましてでございますが、平成23年度は、申請件数が60件、受給開始件数が54件、却下件数が2件、取り下げ件数が4件となっております。

平成27年度は、申請件数が73件、受給開始件数が66件、却下件数が6件、取り下げ件数が1件となっております。

また、平成23年度末の受給者世帯は259世帯、368名でありましたが、平成27年度末の受給者世帯は369世帯、495名となり、この5年間で110世帯、127名が増加しております。

次に、児童扶養手当の受給でございますが、児童扶養手当の受給者は毎年増加し、5年前の平成23年度における受給者は609名、平成27年度は687名となり、過去5年間で78名の増加となっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 厚労省の統計では、65歳以上の高齢者世帯がふえ続け、全体の48.5%を占めているそうですが、牛久市においては生活保護世帯などかなりふえたと言われていたわけですが、生活保護受給の理由と年齢構成の変化をお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 生活保護の受給開始理由につきましては、平成27年度におきましては、世帯主の傷病が17件、預金等の減少が13件、失業が11件、仕送り減少が6件、その他19件の理由により受給開始となっております。

生活保護の年齢構成につきましては、平成23年4月1日現在では、ゼロ歳から19歳までが61名、パーセントで16.7%でございます。二十から64歳までが146名、39.9%、65歳以上が159名、43.4%となっております。

平成28年4月1日現在では、ゼロ歳から19歳までが64名、13.1%、二十から64歳までが200名で41.1%、65歳以上が223名、45.8%となっており、平成23年度との比較から、生活保護世帯の高齢化が進んできているという状況となっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 週に2回しかお風呂に入っていない、御飯は給食がメイン、夜は菓子パン1つ、朝は食べない、夕飯は御飯1杯とふりかけだけなど、貧困の連鎖から抜け出せない子供たちが日本では子供の6人に1人という多さであると報道されています。特に、働くひとり親世帯の貧困率は54%と、経済協力開発機構、いわゆる先進国グループとされるOECD

34カ国中で日本は最悪の状態にあります。

この貧困の連鎖から子供を救うために必要とされているのが、教育、生活、保護者の就労などに対する支援であります。ここでは、特に教育に対する支援を取り上げますが、国内総生産、GDPに対する公財政教育支出、これは全教育段階のものでありますが、この比率は3.3%、トップのアイスランドやデンマークの半分以上、OECD28カ国中27位という最低ランクに位置しているところでございます。

ヨーロッパ、特に北欧などでは福祉・教育の施策が手厚く、貧困の連鎖を断ち切る施策がとられています。やり直しのきく教育制度とも言われていますが、仕事をやめてから大学に入り直すことも容易で、生活・就学の支援が充実しています。

例えばデンマークでは、失業保険が2年程度支給され、大学の授業料はもろただであります。フィンランドでは、小国家であるため、国際社会で生き残るために国民一人一人の能力が国の重要資産であるという位置づけで教育に力を入れてきました。経済不況の中で失業者を少しでも減らすために、職業訓練を受け、そこから職を得る機会をふやしているという状況があります。スウェーデンでは、保育所は親が就学または就労している場合、失業中も含めて無料です。教育費が無料のほか、6歳児を対象にした就学前学校、日本と同様の小・中・高・大の学校のほか、公立成人学校、移民のためのスウェーデン語学校、国民高等学校などが設けられ、やり直しのきく成人教育が保障されているのであります。

これからの国だけでなく、自治体のありようを考える上でも、教育の占める位置は大変高いと思われる。牛久市では市長が変わり、ひたち野うしく地区で中学校の新設も進められていますが、牛久市財政に占める教育費、奨学金や就学支援制度の変化はどのようなものでありましょうか。

**○議長（市川圭一君）** 教育部長川井 聡君。

**○教育部長（川井 聡君）** お答えをいたします。

平成23年度当初予算における教育費は30億5,641万1,000円で、学校給食費の公会計化により前年度比1.8%の増となっております。一方、平成27年度においては、ひたち野うしく小学校の校舎増築などにより37億8,810万4,000円となっており、この比較ですと約7億3,200万円ほど増ということになっております。

また、奨学金の受給者数、受給額の比較でございますが、平成23年度が、一般奨学金が5名で36万円、交通災害遺児等奨学金が2名で7万2,000円、合計7名で43万2,000円、平成27年度が、一般奨学金が16名で115万2,000円、交通災害遺児等奨学金が2名で7万2,000円、合計で122万4,000円となっております。こちらも平成23年度と比較いたしまして、27年度の受給者数が11名の増加、受給額につきましては79

万2,000円が増加したということで、大きく伸びている状況でございます。

また、就学支援関係でございますが、平成23年度の就学援助費につきましては、423件で2,812万1,000円でしたが、平成27年度では383件と、件数は減っておりますが、援助費自体は3,044万8,000円と、約230万円ほど増加になっているということでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 奨学金制度あるいは就学支援制度は、小中高在学学生あるいは高等学校等在学学生、そして大学生等に対するものなどを考えていく必要があると思います。そして、それぞれをどのように充実化させていくかが重要であります。奨学金制度あるいは就学支援制度に対する市の基本的考え方と今後の施策について伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 市の基本的な考え方と今後の施策についてお答えします。

奨学金制度については、先ほど申し上げましたように、昨今社会問題化している子供の貧困などの観点から、家庭の経済状況により児童生徒の進学機会が失われることがないよう、また奨学金を必要としている人が受給できる制度であるように考えております。

今後の施策についてでございますが、現在、奨学金の原資は、牛久市奨学金基金条例により基金の運用から生じる収益を充当することとなっております。しかし、現在の低金利において基金の活用だけでは奨学金の支給は難しい状況となっております。過日、牛久在住の芸術家の方が自分で個展を開き、その収入を全部奨学金のほうに寄附されたということもございました。また、ふるさと牛久応援寄附のことなども活用しながら、これからも検討していきたいと思っております。

また、奨学金の支給回数、支給時期などにつきましても、受給者の利用のしやすさを考えて改善していきたいと思っております。奨学金の額や支給対象などについては、近隣市町村の例を参考にしながら調査・研究してまいります。繰り返しになりますが、今後の施策については、奨学金を必要としている方が利用いただけるよう制度の改善を取り組んでまいりたいと思っております。

今までの奨学金を出す場合は、学校長のいろんな裁量がございました。いろんな、そのようなものももう少し垣根を取っ払って、やはり学校長さんにも余りにも過度な負担をかけないよう、そして目的は、子供たちがこれからの生活、学校をどうしやすいかということが最大の問題でありますので、それを見据えた支給の検討も考えていきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今、市長の答弁の中で寄附のお話がありましたが、ホームページに載



っておりましたね。書道家、稲葉松翠さんから300万円の寄附があったとありました。大変ありがたいことと思います。

牛久市奨学基金条例によれば、この奨学金は篤志家の寄附金をもって原資とし、市内有為の児童・生徒の育英を図ることを目的とするとあり、一般奨学金2,650万円、交通災害遺児等奨学金の基金1,200万円を基金としています。現在の低金利で基金の運用だけではとても賄い切れない状況にあると思います。そして、さらに現在の奨学金のままでは、今の子供の貧困を考えた場合、不十分になっているのではないかと思います。

例えば小・中・高在生に対しては、生活保護制度とは別に牛久市は交通災害遺児等奨学金として保護者が交通事故で死亡・障害となった場合、月3,000円を支給する制度と、学用品・給食費・校外活動費などを補助する就学支援制度がありますが、現在の子供の貧困はそれらで賄えるものではないのではないのでしょうか。小・中・高在生に対する奨学金制度では、交通災害遺児等だけでなく、対象と金額を考えるべきと思いますが、執行部の見解を伺います。

**○議長（市川圭一君）** 教育部長川井 聡君。

**○教育部長（川井 聡君）** ただいまの杉森議員の御質問にお答えをいたします。

当市の奨学金につきましては、御指摘の交通災害遺児等奨学金のほかにも一般奨学金というものがございまして、こちらにつきましては経済的に苦しいという方を対象にした奨学金でございまして。この一般奨学金につきましては、年額1人7万2,000円、月額にしますと6,000円でございますが、その受給要件としては、市内の中学校に在学する生徒で、高等学校、専門学校等に進学を希望するも家庭の生活事情が経済的に苦しく、その志を果たすことが困難であるということになっているわけでございます。

これら利用状況につきましては、26年度までは私どものPRがちょっと不足をしていたということで、利用件数も少なかったのですが、昨年度から全ての生徒のほうにパンフレット等を配布しまして、利用を促して、昨年度多く、利用者がふえたという状況もございまして。

また、御指摘のように、その金額等につきましても、月額にして6,000円ということもありますので、その金額についても果たしてその金額がどうなんだろうかとということについては、現在もそうですが、引き続きちょっと検討をしていきたいと考えております。

そのほかにも、今の段階では支給時期がその学年が終わった段階で一括して支払いをしているということもありますので、その支払い時期等につきましても、もう少し分割して支払ったらどうだろうかとというようなことも内部で現在検討をしているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど市長も答弁しましたように、使いやすい奨学金であることというのが一番であるというふうと考えておりますので、そういった奨学金になるように、こちらでも鋭意改善を加えていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 高等学校等の奨学生に対しては、今部長がおっしゃったように、一般奨学金として月6,000円という支給制度になっております。私ちょっと調べてみたのですが、近隣の自治体の金額を少し明らかにいたします。

龍ヶ崎市は1万円、土浦市は7,000円、つくば市は6,000円です。つまり、先ほど近隣との比較というふうにあります、牛久市は最低レベルに位置してしまっています。私はぜひ、この問題は今検討していきたいという御答弁でしたので、前向きに検討をしていただきたいというふうに思いますが、これは御回答ありましたので、特に質問とはいたしません。

私はもう一つ、この奨学金に関して質問をいたしたいのは、大学生に関する問題であります。残念ながら、牛久市では大学生に対する奨学金というのはございません。しかし、毎日新聞3月25日刊によれば、今や大学生の2人に1人が貸与制の奨学金制度を利用しているということがあります。2人に1人が奨学金を使っている。日本では奨学金は貸与制以外あんまりない、こういう現実がございます。卒業してもアルバイトや派遣労働者だったりして収入が少なく、返還が行き詰まる人が多い。3カ月以上滞納している人は、昨年度17万3,000人に上った。信用保証機関のブラックリストに登録され、社会生活に支障が出ることもあるといえます。

ちなみに、日本以外の諸外国では、通常、奨学金というのは給付制のものだけを指すものであって、日本のように貸与制のものは奨学金とは言わず、アメリカなどでは教育ローンというそうであります。当然です。

大学生の貧困化は、ワタミなどブラック企業の問題、学生のブラックバイトの問題も発生させています。現在の学生は、親からの仕送りが数十年前、この数十年前よりも低くなっている。これが今の現状であります。他方で奨学金制度が改悪され、学費が値上げされている。こういうことが重なって、日常的にバイトをせざるを得ない学生が圧倒的多数になっている。これは、我々の学生時代とは全く状況が変わっているということでもあります。日常的にバイトをしなければ成り立たないというのが、今の学生の多数であるという状況であります。

そこに生まれてきたのがブラックバイトであります。学生がバイトをやめられない弱みにつけ込んで、長時間労働や不払い残業なども横行し、正規労働者並みの義務やノルマを課されたり、学生生活に支障を来すほどの重労働を強いられることが多いといえます。

ちなみに、OECD加盟34カ国の中で、大学の授業料の無償化と給付制の奨学金で両方ともないというのは、まさに日本だけなのであります。ヨーロッパを中心に、ちょうど半数の17カ国は、大学の授業料の無償化を実現し、さらにそのうち16カ国は給付制の奨学金の制度も整備されている。つまりOECDの約半数は大学の授業料の無償化も、給付制の奨学金も、

両方とも整備されているということでもあります。

他方で、日本でも大学生等に対し給付型の奨学金を設けている市町村区は存在しています。大田区は年30万円の奨学金、給付制ですよ、もちろん、貸与制は大変多いですが、貸与制は私は本来の奨学金ではないと考えておりますので、給付制だけを問題にいたします。それを40名に給付している。静岡市は年10万円を30名に、札幌市は年10万8,000円を、つまり月9,000円ということですね、25人に、福知山市では入学一時金として、1回限りですが5万円を支給しています。県内でも、常陸大宮市は月5万円を給付しています。坂東市では産婦人科産科の医師養成奨学金として、就学に必要な費用を支給し、10年以上市内で医療業務に従事すれば返還免除にするとしています。

大学生の貧困化の問題は、自治体としても放置できる問題ではありません。国の施策を待つのではなく、市が独自に大学生に対しても奨学金を提供し、まさに教育に力を入れている自治体として輝く存在を目指すべきと考えますが、これは特に市長に御見解を求めたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） よく寄附、奨学金の話聞きますと、欧米諸国、外国では非常に寄附で賄っている。そういうものの寄附をすることが、1つの我々のステータスだというような話のお国柄がございます。まだまだ日本のほうではそういう意識というか、そういう寄附するというものがまだまだございませんし、ですからそういう機運をひとつつくるのも、やはり私たちの仕事なのかなという感じもします。確かに先ほど言ったように、5年住めばいいとか何とかというような附帯のことをつけているんな奨学金の制度が大学生にはありますから、ただ、大学生も卒業するとそこにずっと地元にいられればいいのですけれども、仕事の関係でいろんなところに住んでしまうことが、いろいろ聞いてございます。

ですから、私はそのような奨学金というのは、貸すんじゃなくてやはり基本的にあげるの、と思います。ただ、その原資になるものがやはり財政でも必要でございます。ですから、やはりそういうものの寄附といいますか、市民のそういうものの奨学金に対する意識をもう少し何かいろんな意味で、さっきの稲葉先生のがございましたけれども、約300万円ほどいただいております。そして、ある人にも、私のところに来まして、寄附したいのだけれども、何しようか、どういうところで言うのかと。ぜひ教育関係でお願いしますという話をしてございます。いろいろお金がかかりますので。そのときも100万円ほどいただいております。

ですから、そういうものの機運というのがやはり私たちもつくっていくことによって、その奨学金のあり方もこれからもっと大きな話をできるのではないかと私は思っています。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次の質問に移ります。

○議長（市川圭一君） 7番杉森弘之君に申し上げます。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時08分休憩

---

午前11時24分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

7番杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 質問の第2番目は、太陽光発電についてであります。

エネルギー問題は、国の、そして自治体をも左右する重要な課題です。既に原発が安全性でも経済性でも、そして環境負荷の面でも、最も劣った、最も非効率な発電システムであることは論をまちません。現在進んでいるのは、主力となっている天然ガスによるガスコンバインドサイクル発電であります。急速に各電力会社が建設を進めています。

私は、中長期的には水素を使った燃料電池が有力であると考えておりますが、これもトヨタやホンダなどの燃料電池車、あるいは東京ガスなど家庭用燃料電池エネファームなどで始まっております。太陽光、風力などの自然エネルギーは、それらを補完するエネルギーとして期待されるものと考えています。

太陽光発電に関しては、コスト的にも急速に技術革新が進み、割安なエネルギーになりつつあります。日本でも、2014年には自然エネルギーのコストが電気料金を下回ったといえます。そして、環境エネルギー政策研究所の飯田哲也氏によれば、太陽光発電はメガソーラーなど大規模・中央独占型より、小規模・地域分散型、地域主導型のほうが、地域経済に与える効果も倍以上に大きいと指摘しております。

福島県喜多方市の酒造会社を中心になって始まった会津電力、長野県飯田市の市民出資によるおひさまファンドなど、御当地エネルギーも全国各地で生まれています。長野を日本のドイツにと、長野県は環境エネルギー課を設け、環境エネルギー戦略、第3次長野県地球温暖化防止県民計画を2013年2月に策定したそうであります。飯田市は、新しい変化は周縁、地域からしか起きない、地域エネルギー事業は自治体などのエネルギー政策、エネルギー事業、地域コミュニティ、ファイナンスの4要素から生まれると強調しています。

牛久市は、バイオマス産業都市構想を掲げ、廃食用油を使ったBDF、バイオディーゼル燃料を、あるいは剪定した枝などを使った木質ペレットによるストーブの推奨などが進められていますが、それらについては改めて質問させていただきます。ここでは、市内の太陽光発電の

設置数と設置主体、今後の予定など、わかる範囲で結構ですのでお示してください。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） 杉森議員の御質問にお答えいたします。

太陽光発電施設の市内での設置状況につきましては、一般家庭等に設置されている件数は把握しておりませんが、資源エネルギー庁が公表している固定価格買い取り制度に基づく市町村別認定件数の平成28年1月末現在で、牛久市は10キロワット未満が1,120件となっております。また、売電を主体とした民間の設置件数は平成28年1月1日現在で78件でございます。公共施設に設置した件数につきましては、市役所庁舎を初め10施設に太陽光発電施設を設置いたしました。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 太陽光発電の設置に当たって、許認可、補助金等はどうなっているのか御説明をお願いします。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） 太陽光発電の関係につきましては、本市といたしましては、補助金のほうは設けておりません。この補助金につきましては、まず太陽光発電の設置につきましては、公共施設への導入を優先してきたこと、それから設置費用が以前と比べて安価になっていること、それから発電した電気を売電できること、それと国の補助制度が平成26年度に廃止されていることなどから、本市としては補助制度のほうは設けておりません。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 太陽光発電は一方で、心ない事業者などの存在もあって、崩落、土砂流失などの環境破壊、景観破壊、市街地などでの反射光問題など、各地で問題を引き起こしていることも事実であります。太陽光発電協会によれば、横浜市で新築住宅の屋根に設置された太陽光発電パネルの反射光をめぐるトラブルが発生し、裁判闘争にも発展したそうであります。受忍限度を超えると判断されれば、不法行為を理由に、その行為が損害賠償責任を負う違法行為と判断される場合があると、太陽光発電協会は述べています。

太陽光発電の安全基準は建築基準法と、経済産業省が所管する電気事業法によって定められています。建築基準法が適用されるのは、家屋などの建築物に設置されている太陽パネルで、安全基準を満たしているかどうかは、自治体が確認をすることになっているようであります。これ以外の太陽光パネルに適用されるのが、電気事業法であります。電気事業法でも安全基準を設けていますが、一般的な太陽光発電設備では、その安全基準を実際に満たしているかどうか

かの確認はほとんど行われていないというのが実情といたします。

さて、牛久市では、太陽光発電に関する市民からの相談などはどのような状況でしょうか。質問いたします。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） 太陽光発電の設置に伴って発生する問題の相談件数でありますけれども、直接的ではありませんが、平成27年の2月に大きな太陽光発電の設置のために行われた伐採によりまして野鳥等がいなくなってしまったなど、自然環境を破壊されたことが違法であるとの主張で、牛久市に原状回復命令を出すことを求め、龍ヶ崎簡易裁判所に調停申立書が提出されておりますが、いまだに調停は開始されておられません。その他の相談については寄せられていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） つくば市では、筑波山のソーラーパネル設置をめぐって大きな問題を引き起こしています。牛久市では、問題発生を未然に防ぐためにどのような関連条例、規則等があるのか。そして、今後の施策としてどのようなことを考えているのか、執行部の見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長（梶 由紀夫君） 太陽光発電設置に関する条例等につきましては、建築物を併設しない場合において、都市計画法による設置に関する開発許可制度の運用支援において、開発許可は不要ということになっております。

また、牛久市では、牛久市土地開発事業の適正化に関する指導要綱を策定しておりますが、1ヘクタール以上の区画形質の変更に伴う事業を対象としているため、現時点では適用例はございません。

しかしながら、太陽光発電施設の設置に直接的に規制する法令ではありませんが、森林法に基づく森林を伐採して目的以外に使用する場合の林地開発許可申請や農地法に基づき、農地以外の目的で使用する場合には農地転用許可が必要となり、適正な利用目的でなければ許可を受けられない法律があります。

以上のように、設置そのものに対する直接的な規制はほとんどありませんので、景観の保護を初め防災の観点からも、太陽光発電施設設置に関する基準を設けることが望ましいと考えております。

現在、先ほど杉森議員の言われるとおり、つくば市のほうで今回の6月の議会のほうに、先ほどの筑波山関係の禁止区域を設ける条例が上程されておまして、同じく筑波山を所管して

おります石岡市のほうが9月に条例を上程予定だそうでございます。また、笠間市のほうでも、そういったメガソーラーの件数がふえてきたということで、そういった規制の条例をつくらなければということで、この間、新聞の報道にもありました。

県のほうも今動きがありまして、策定の意向で今アンケート調査等が始まっておりますので、今後の動向につきましては、そういった国や県の設置に関する指針や市町村の条例等の制定状況を把握して注視しながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、3番目の質問に移ります。マイナンバー制度についてであります。

マイナンバー、共通番号制度本格運用開始から半年が過ぎますが、全国的には3月末現在、個人番号カード交付の前段階である通知カードが、依然として3.7%の世帯に未配達であるそうです。自治体によってはもっと多く、東京の新宿区では2月末現在、区内の21万世帯のうち、まだ届いていないのが2万1,300世帯、約1割近くが自分のマイナンバーを知らないことになっています。

全世帯に配達された紙製の通知カードと異なり、マイナンバーカードの取得は任意であります。プラスチック製で、顔写真と集積回路が内蔵しており、申し込みばただでもらえることになっています。しかし、申し込んでも交付は大幅におくれています。1月にはマイナンバーカードをもらえるという話でしたが、カードを手にしたのは申請から4カ月近くもたった3月2日でしたという人もいます。それは、カードを製造するのは自治体ではなく、地方公共団体情報システム機構、JLISだからであります。

週に何度か、JLISから大量のカードが郵便で届き、自治体で内蔵ICが正しく機能するか、検品する手順になっているそうであります。その際、JLISのサーバーに接続する端末を操作する必要がありますが、画面が反応しない、反応が遅い、エラーが表示されるというトラブルが多発しているそうであります。そのため、作業が滞り、自治体がカードを受領してから申請者に交付できるまで1カ月半ほどかかるのが実情とも言われています。さらに、カードをとりに来た住民を前に作業ができず、当日の交付ができないケースも多いとも言われています。

スタートからつまづいているマイナンバーですが、これと似たシステムで多大な税金の無駄遣いをした住民基本台帳カード、いわゆる住基カードがあります。住基カードは取得から20年間は有効で、マイナンバーカードの取得までは有効とのことですので、今でも一応は続いているようですが、国は2,000億円もの税金を使って住基カードの普及率は5.5%に終わ

ったそうであります。

牛久市では総費用と市負担分、発行数、発行対象との比率など、住基カードはどのようなものであったのか、質問をいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 住基ネットの総費用と市負担分についてお答えいたします。

平成14年度から運用を開始しております住民基本台帳ネットワークシステムの経費につきましては、平成13年度から27年度までの15年間のシステム改修費、機器リース料及び保守料などの総額は約1億9,500万円で、全て一般財源から支出しております。

住民基本台帳ネットワークシステムに関しましては、現在も引き続き稼働しており、他市町村の窓口での住民票の交付のほか、市町村間での転入通知や戸籍の附票の通知、また日本年金機構においても利用し、市民の負担の軽減や行政側の事務の効率化などにおいて効果があります。

次に、住民基本台帳カードの発行数、対象比についてですが、平成15年8月25日の交付開始から平成27年12月末までの総交付枚数が5,383枚、人口比としては6.3%となります。顔写真つきの住民基本台帳カードは身分証明書として利用でき、牛久市では65歳以上の方の交付手数料の無料化などもあり、県内での交付割合の順位は6位と上位に位置しておりました。

住民基本台帳カードは平成27年12月末をもって新規交付は終了し、平成28年1月からは個人番号カードの交付に切りかわりました。しかし、住民基本台帳カードにつきましては、交付から10年の有効期限まで引き続き公的な身分証明書として利用できるほか、転入転出の手続にも活用されております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 政府は、盛んにマイナンバーカードの利便性を強調していますが、システム導入の初期投資で約2,700億円、メンテナンスコストとして毎年300億円程度が見込まれています。行政の事務削減、脱税の防止、不正受給の防止などの効果が出ない場合、無駄な投資となるリスクがあります。

内閣府が昨年7月に行った世論調査によると、マイナンバーカードの取得を希望しないと回答した人の割合は25.8%で、取得を希望すると回答した人の24.3%をやや上回っております。一番多いのは現時点で未定という人で47.3%に上ります。電気機械、情報通信など関連業界を潤しているだけではないかとの指摘もございます。

牛久市では、マイナンバーの通知カードの郵送数と返送数、再発送数と費用、またマイナン



バーカードの申し込み数と発行数、発行対象との比率などはどのような状況でありましょうか。質問いたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 郵送数と返送の状況についてお答えします。

個人番号カードの通知カードは、地方公共団体情報システム機構から世帯主宛てに簡易書留で送付されます。保管期間等の経過理由により返戻された通知カードは市で保管しております。平成28年5月24日現在、返戻された通知カードの総数は2,685通、交付数は1,820通、転出・死亡等による破棄数は75通、市の保管数は790通となっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 牛久市では、マイナンバーカードの申請から発行までどのくらいの日数がかかっていますか。また、サーバー上のトラブルというものはどのような状況でしょうか。

○議長（市川圭一君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

個人番号カードは、地方公共団体システム機構で作成され、市に送付されてまいります。申し込みにつきましては、一斉申し込みのため、申請が一時中止しまして、個人番号カードの発行に時間を要しておりました。ただし、地方公共団体情報システム機構の管理カードのシステムにおいて、当初、全国的にアクセスが集中したことにより、計6回の通信障害が発生しておりましたが、現在、その通信障害はおおむね解消しております。市としては土日の対応を含め、円滑な交付を進めておりますが、大体1カ月半から2カ月程度を要しております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） マイナンバーカードのリスクには、第1に、個人情報の漏えいの問題があります。聞くところによりますと、JLISサーバーの障害の結果、自治体は不可解な運用を強いられたと聞いています。カード申請者は最大4種の暗証番号を決め、交付窓口の端末に番号を入力するのが正規の手順であるにもかかわらず、サーバーの障害により端末に入力できないときどうするのか。総務省は1月19日、全国の自治体に本来の手順ができないときは、申請者から暗証番号を聞き出し、自治体職員が申請者のかわりに番号を端末に入力する手順をとってよいという趣旨の連絡をしたという報道があります。

実際、自治体では申請者のかわりに職員が暗証番号を入力し、カードを利用可能にしてから申請者に郵送していると言われてはいますが、牛久市ではこのようなことは行われているのかどうか。確認の意味でお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

牛久市でも、議員御指摘のように、職員側で聞き取りをしまして暗証番号を入力することは実際にやっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） その場合、もし暗証番号、個人情報などが漏えいした場合、その際の責任の所在はどのようになっているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

その事故とか、そういうことが発生してしまった場合は、その原因に応じて判断されるものと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 各種行政手続のオンライン申請が可能になる、図書館カードとの一体化など、市町村が提供するサービスを受けることに必要だったカードを1枚にまとめることができる、各種の民間オンライン取引の利用者証明に使うことができるといった利便性が挙げられていますが、逆にマイナンバーカードを取得しない人にとっては、例えば窓口でマイナンバーの提示を求められたときに、その方はマイナンバー通知カードと身分証明書の提示を求められるなど、負担がかえってふえる制度とも言われています。共通番号制度で国民の個人情報を一元的に管理し、管理社会化が進む一方、特定秘密保護法で政府情報が国民から隠される状況に、治安、情報機関などの暴走を危惧する声も出ています。

マイナンバー制度は、当初は行政機関のみでの利用となりますが、徐々に民間の取引でも活用が拡大されていくと予想されます。マイナンバーは金融業界でも当初は猶予がありますが、やがてはマイナンバーを提示しないと取引しないという方向になるとも言われています。2021年をめどに預金口座へのマイナンバー適用の義務づけが検討されているとも言われています。内容的にも、本年1月より社会保障・税・防災の3点でマイナンバーを利用していくということですが、さらに数年後にはこの適用範囲を拡大させていくことを検討しているとも言われ、総務省のパンフによれば、カードは今後、オンラインバンキングに利用され、健康保険証として使う予定だともいいます。

アメリカでは、不法に入国した人が他人のナンバーを盗み、働き先を探している。亡くなった家族に成り済ますことで年金を不正受給している。マイナンバーが売買されているというこ

とだそうであります。アメリカでは、ここ最近で最も多い犯罪がID、つまりクレジット決済の詐欺です。日本では電話詐欺が大きな問題になっていますが、これからマイナンバー制度が犯罪を助長していく危険性が高くなります。アメリカではこれらに対処するために、州法でこの社会保障番号の利用を制限している州があるなど、各庁、各州が対策を練ってはいるが、根本解決には至っていないのが現状だそうであります。

政府は、個人情報流出の予防のため、制度面における保護措置とシステム面における保護措置がとられ、万が一いずれかの機関で特定個人情報等が漏えいした場合でも、その被害が限定される可能性が高くなり、デメリットの低減化が図られていると主張しています。しかし、その主張は何やら、日本の原発の安全性を強調していたときの主張と同じに聞こえてきます。暗証番号や個人情報が流出すれば、甚大な被害が起きかねません。市民のリスクを避けるために、そして市職員のリスクを避けるためにも、市としての今後の施策を伺います。

○議長（市川圭一君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 今後の施策につきましての御質問にお答えいたします。

マイナンバーの独自利用事務選定や活用等を協議するため、本年4月に全庁的なワーキングチームをつくりました。このワーキングチームにおいて、マイナンバーの独自利用とマイナンバーカードの活用を検討しております。

さらに、今回の議会にも上程させていただきましたように、マイナンバーカードへの条例改正に至る場合などは、牛久市情報公開・個人情報保護審査会への諮問も行っており、審査会からは、審査の結果、今回の条例改正案につきましては、諮問された案のとおり議会に上程すべきとの答申をいただきました。このように、庁内だけではなく、第三者的な機関に諮ることで、さまざまな視点からの検証が可能となっております。

今後も、マイナンバーカードの独自利用やマイナンバーカードの活用につきましては、先行事例等を十分に研究し、慎重に検討を重ねながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で、杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午前11時55分休憩

---

午後 1時10分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番長田麻美君。

〔5番長田麻美君登壇〕

○5番（長田麻美君） 改めましてこんにちは。大阪維新の会、無党派の長田麻美でございます。

通告に従いまして、一問一答方式にて質問させていただきます。

1つ目の質問といたしまして、市内JR常磐線上の踏切の安全対策について、児童生徒などが登下校で多く横断する、特に危険性の伴う踏切についてを中心に質問させていただきます。

市内常磐線沿線上の踏切において、小中学生が登下校の際、横断する踏切は、中根小学校地区の大和田踏切・猪子踏切・一厚踏切の3カ所と、第二小学校地区のぶどう園通りの踏切の1カ所の計4カ所となっております。

まず、初めにその4カ所の踏切についての交通量や横断者数の把握がなされているか、お示してください。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 長田議員の御質問にお答えをいたします。

中根小学校と牛久第二小学校の通学路となっております、大和田・猪子・一厚とぶどう園踏切の交通量につきましては、市内の踏切でも交通量及び横断者の多い踏切であると認識しているものの、具体的な数値につきましては把握しておりません。

踏切の各種データにつきましては、JR東日本におきまして調査しておりますので、今後、必要に応じてデータの提供を受けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 具体的な把握は行っていないということですが、横断車両の多い踏切を登下校で児童が横断する際、極めて危険であり、早急な安全対策をすべきであると考えます。4カ所のうち、ぶどう園通り踏切と猪子踏切につきましては歩道が整備されておりますが、残り2つの踏切については整備されておりません。特に東一厚地区の一厚踏切は歩道がないにもかかわらず、田宮中央館にある田宮跨線橋と国道408号線と6号を結ぶ柏田大橋に挟まれており、どちらの陸橋も渋滞する理由から、抜け道として一厚踏切の交通量が多くなっているのが現状でございます。

また、登下校の時間帯には、多くの児童や自転車で横断する生徒や学生で込み合っている中を自動車が横断し、とても危険な状況でございます。毎日三、四名ほどの保護者の方々が交代

で登下校を見守っておりますが、以前徒歩で横断中に児童が自動車に触れてしまっているところを目撃したこともございますし、登下校外の時間帯におきましてもたくさんの子供たちが横断するため、歩道がないのはとても心配であります。また、栄町方面へ横断した先に、手芸用品・衣料品などを扱う店舗もあることから、カートを押す高齢の方も多く見られ、危険性を感じることも多々ございます。そして、一厚踏切や神谷踏切、他の踏切についても、安全対策について市民の方からの声が行政のほうにも上がっていることと存じます。

以前に、個人的にJRの関係者の方にお話を聞かせていただきましたところ、JR側としては踏切の交通量をふやしたくないため、なるべく踏切の拡大はしたくない方針であるが、歩行者の安全確保などやむを得ない場合は、市から要請がされればきちんと協議するとのことでした。市道との兼ね合いもあるとは思いますが、一厚踏切を素人目線から見ますと、遮断機を少しずらし整備すれば、片側に歩道をつくる分ぐらいの幅は確保できるのではないかと思います。

市としての見解や、このことに関し、過去JRに要望を上げた経緯などについてお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 踏切への歩道の整備につきましてお答えをいたします。

道路法の規定によりますと、道路の鉄道の交差につきましては、事故防止及び交通の円滑化を図る目的から、やむを得ない場合等を除いて立体交差とし、統廃合等によりその除却に努めるべきものとされております。

しかし、全ての踏切に適用されるものではなく、歩道がない、あるいはあっても狭小な場合の歩道整備につきましては、踏切前後に歩道がある、または歩道の整備計画があること、道路管理者である牛久市などの地方自治体が整備費用の全額を負担することなどにより、踏切の拡幅が認められております。

御質問の一厚踏切につきましては、西側にマンションや倉庫などが既に建築されており、整備する上で大きな制約となっておりますが、歩道を整備することができれば、踏切への歩道整備についても可能であると考えております。

JRに対する要望についてですが、市といたしましても整備の必要性は認識しており、JR東日本水戸支社に対し、平成21年に計画協議書を提出し、今後、踏切への歩道整備を実施することを両者で確認しているところです。

以上です。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） JRへの要望などは直接幾ら市民が危険性を声に上げても、行政が行わなければ要望は通りません。予算のかかることですし、踏切にかかわらず、市内の交通上や

防犯上で安全対策の必要な箇所はほかにもたくさんありますし、歩道をつける必要があるなど簡単なことではないことは承知しておりますが、しかしたまたま今まで大きな事故が幸いなかっただけであり、もし万が一事故が起きてしまったら、人、自転車、自動車、さらに電車と、大変大きな被害が出てしまうこともあり得ます。市民の命は何にもかえられません。未然に踏切内での事故を防げるよう、今後歩道を整備するお考えがあるかをお示してください。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 一厚踏切の歩道整備につきましては、以前より地元行政区等からも要望が出されており、市といたしましても、交通量も多く通学路にもなっていることから、整備の必要性は認識しているところです。

しかし、先ほども申し上げましたとおり、ＪＲ東日本水戸支社に対し平成２１年に計画協議書を提出はしているものの、踏切前後の歩道整備が必要になることや費用負担の問題、工事期間中の通行どめの協議など、道路管理者と鉄道管理者との合意形成が必要であるため、中長期的な事業展開が必要であります。また、ＪＲ水戸支社管内において踏切工事の可能な件数が年間１カ所のみとなっており、他の市町村間の順番待ちなども要因となっていることから、現段階においては具体的な整備時期は決まってございません。

今後引き続きＪＲ東日本との協議を継続し、早期の整備に向け努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○５番（長田麻美君） ありがとうございます。前向きな御答弁をいただいたのですが、ちょっと念押しのために市長に質問させていただきます。

市長職は分刻みのスケジュールでとてもお忙しいので、恐らくなかなか徒歩で踏切を横断することはないのかなと思いますが、本当に危ないと思うことが多々ございます。根本市長はこれまでたびたび市の予算は常に同じに計上するのではなく、タイムリーに必要なことであれば補正予算としてでも計上していくお考えを示されてまいりましたが、この事柄は市民からの声も、今執行部のほうからもありましたように、声もたくさん上がっておりますし、偶然にも明日、同僚議員からも踏切の安全対策についての一般質問が予定されております。とてもタイムリーだと感じます。このタイムリーな踏切の安全対策について、今後歩道の整備や他の安全対策をなさっていくお考えはあるか、改めてお聞きします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 踏切でございますが、はっきり言って市の考え方とＪＲの考え方はまるっきりもう違います。まちづくりの観点からいろいろ話しても、ＪＲのほうは何かといろん

なことを話されて、それでまた年に1回しかやらないとかいう、ちょっと我々にも理解しがたいところがございます。牛久市においても、車が通らない踏切なんかも入ると10カ所か11カ所ございます。うちの近くにも2カ所ほどありまして、1カ所はこれは遠山町ですね、あそこの踏切でございます。あそこも非常にちょっと国道との狭隘なところでありまして、非常に事故も多い、それで車をとめる事故も多うございまして、あそこを何とかしたいと考えていますが、閉めるわけにはいきませんので、一方通行とか、そういう場所になっております。本当にまちづくりに関しても非常に大きなネックになるのかなと。まして、全部市で持つものですから、ぶどう園の踏切をつくったときも大きな予算を組んだ次第でございます。

何としても市ばかりじゃなくて、いろんな、県議員、国会議員の皆様要望してもなかなかこれは通じない。まさしく何といえますか、厄介でございまして、私仮に、一度、じゃあ、何ていいますか、踏切の電車の通行料と言ったら、逆に道路が通っているのだから市で払うしかないよなんていうことも言われた次第でございます。

ですから、これからの、地道にやって、それで事故が起こらない、そしてそういうものの観点も、何ていいますかね、地道に行くしかないのかなということしか、今本当にそれしか思い当たり……、まあ、お金があっても年に1カ所だけ、そういうことでございまして、本当に悩ましいに尽きることでありまして、でもこの事案はまちづくりにも大きな欠点となりますので、るる努力しますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） ありがとうございます。地道に着実に進めていただきますようよろしく申し上げます。

それでは、次に2問目の質問に移らせていただきます。市立第一幼稚園の今後のあり方について伺いたします。

第一幼稚園は、これまでアスベスト問題からの岡田小学校校内へのプレハブ園舎への移転に続き、中根小学校敷地内へと移転を繰り返してまいりました。平成27年度第4回定例会において、第一幼稚園の在園保護者、PTA会長の連名で、平成28年度以降の園児募集の存続を求める署名が添えられた陳情書が提出された経緯もあり、園児募集は今後も存続していく方向にはなっておりますが、いまだ不安は解消されていないのではないのでしょうか。

また、中根小学校の児童数の急激な増加に伴いクラス数が不足していることから、保護者等から今後の存続について心配する声もたびたび耳にするところでございます。園舎内には児童クラブも併設されており、その児童クラブの教室数も足りず、今定例会に中根小学校敷地内に新たに4教室分を建設する予算が計上されました。

第一幼稚園は、中根小の旧校舎と新校舎に挟まれ、動線上に位置した立地で、校庭も自由に

使えない状況であり、今後、中根小学校敷地内での幼児教育はとても窮屈で困難であると認識しております。

1つ目の質問といたしまして、第一幼稚園関係者からこれまでに寄せられている要望等の事例をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 第一幼稚園でございますが、昭和49年に岡田小学校隣接地に開園し運営してまいりました。17年9月に天井裏からアスベストが発見され、18年4月には岡田小学校庭にプレハブ園舎を建設した経緯もございます。その後、児童数の増加に伴い23年4月には中根小学校空き教室に移転し運営を続けております。中根小学校も児童数の増加に伴い移転を迫られる状況であることから、保護者の皆様からは安定した運営のできる施設を求められているところでございます。

第一幼稚園の存続につきましては、幼稚園運営協議会においてさまざまな角度から意見が出され、中間答申として示されたところでございます。

その中身としては、まず園児教育の重要性、園児教育の質の向上のための幼児教育センターと実践の場としての公立幼稚園の必要性、保護者の多様なニーズへの対応、セーフティーネットとしての必要性、幼稚園に対するニーズを受けとめる受け皿の数としての必要性などです。

これらの理由から第一幼稚園存続の必要性が示された中間答申を受け、教育委員会としても幼児教育の重要性を再認識した上で、第一幼稚園の存続は必要であると結論づけたところでございます。

第一幼稚園園舎の具体的な整備計画については、今後、中根小学校からの移転が必要になる2年後を見据えて検討してまいります。

また、公立幼稚園の今後のあり方について、幼稚園運営協議会において、今後、秋口を目安に御議論いただき、最終答申を示していただく予定になっております。

第一幼稚園の整備計画を立てるに当たっては、幼小中の連携も視野に入れた、その中でひたち野うしく地区への中学校新設のため購入を予定しているタキイ種苗農場跡に、小学校、中学校と隣接して整備することも選択肢の1つとして検討してまいります。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） ありがとうございます。次の質問の答えもいただけてしまいましたので、今市長が述べられた、教育委員会臨時会で28年3月16日に、牛久市立幼稚園運営協議会で諮問された第一幼稚園の運営についての中間答申をもう少し詳しく述べさせていただきたいと思います。

幼稚園については、現状の2園体制を維持しつつ、第一幼稚園はひたち野うしく地区または



その周辺に整備する必要があるという趣旨のもと、幼児教育の重要性、幼児教育センターとの実践の場の必要性、保護者の多様なニーズ、通園時間・通園手段のニーズ、セーフティーネットとして地域に根差す必要性、幼稚園ニーズに対する受け皿の数からの必要性の6項目でありました。

内容といたしましては、近年、幼児教育の重要性が注目される中、幼児期の質の高い教育への投資は、低所得者の創出を防ぎ、貧困の連鎖の解消、犯罪の減少、地域社会の発展のために最も費用対効果の高い投資であるという調査結果が示されていることや、幼児教育の質の向上には公立・私立を問わず、幼稚園教諭及び保育士が研修や相談をする際のよりどころとなり、幼児教育に重要な家庭教育の充実のための家庭の支援も行う幼児教育センターとしての機能がとても大切であり、このセンター機能を十分に発揮するには、幼児教育実践の場として持続性・公共性のある公立幼稚園を維持する必要があるということ、また保護者のニーズは、教育内容・授業料・設置場所など多種多様であり、ニーズに対応するためには、公立幼稚園・私立幼稚園・認定こども園など選択の幅が広く確保されていることが求められ、選択の枠を維持するため、すべきである、さらに自転車で子供を送り迎えられる距離などが望ましいとの意見が多いこと、未就学児の分布が多いひたち野うしく地区に1園は必要である等でありました。

このことから、生涯の中で幼児期の教育がいかに重要であるか、教育者側からの観点から見ても、公立幼稚園の必要性がわかります。小学校、中学校の9年間の義務教育が定められ、学校教育や学力が重視され、さまざまな取り組みが行われてきてはおりますが、近年の研究では、脳科学の知見からも、学力・忍耐力・社会性などの力を身につけるためには、就学前の幼少期の教育環境の充実が最も重要であるということがわかっております。

子供たちの生活や教育の充実は、行政として最も優先すべき事項であると思います。第一幼稚園が落ちついて教育を受けることのできる環境の整備が必要であると思います。先ほど2年後をめどに進めていくというお考えをお聞きしまして、とても安心しております。

また、今現在は中根小学校の中にありまして、とても狭い環境の中で第一幼稚園が運営されておりますので、かなり心配される声もありますが、本来は十分なスペースが確保されるのであれば、小学校との隣接は、本来、幼・小の円滑な接続を体系的で組織的に行われることができるために教育上とても極めて重要であり、望ましいことであると認識しておりますので、新しいひたち野地区への中学校新設の際に、もし本当に第一幼稚園新設が実現なされれば、これに反対する声は余り上がらないのではないかと存じます。

これからも存続のため、そして教育環境充実のために、なるべく早期に進められますようよろしく願い申し上げて、質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（市川圭一君） 以上で長田麻美君の一般質問は終了いたしました。

次に、9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） それでは、気合いを入れて質問いたしたいと思います。会派は市民クラブ民進党の黒木のぶ子です。

質問に先立ちまして、一言申し上げます。私たち、民進党は、結党に当たり、要綱におきましては、常に生活者、納税者、消費者、そして全ての働く者の立場に立ち、未来、次世代への責任を果たし、既得権や癒着の構造と闘う、国民とともに進む改革党であること、また互いに支え合い、全ての人に居場所と出番がある、強くてしなやかな共生社会をつくることを掲げました。どうか民進党を今後よろしく、民進党をどうぞよろしく願います。滑舌が悪いために、よく耳を澄ませて聞いてください。

それでは、質問に入らせていただきます。通告どおり、一問一答方式で質問いたしたいと思います。

まず、最初の質問は、雑収入に対する取り組みについてであります。

いつも申し上げていることですが、ベッドタウンとしての牛久市の地域性を考慮しながら、さまざまなアイデアや見識に基づく無駄のない事業の推進や実践をどう図っていくかが、常に執行部、そして私たち議員に問われていることでもあります。私たち地方議員の役割は、チェック機能は当然ですが、総体的に言うならば、地域経済の振興や牛久市のようなベッドタウンでは子育てや高齢者の福祉の充実、そして市民の全般にわたる生活環境の安全・安心の確立であると考えております。

そうした中で、どのような事業をする場合においても財源が必要であり、それが問われることになり、少しの財源であっても、確保するためにあらゆるツール、あらゆる媒体を活用をしていくという視点から、今回3項目の質問をいたしたいと思います。

その1つとして、牛久市の広報紙や市民向けや関係者に送る書類を入れる各種封筒等への広告の掲載についてであります。例えば茨城県民であれば、誰もが目にします広報ひばりの数カ所の広告や、質問の際のヒアリングの際、参考資料として担当の方たちにお見せしました、滋賀県守山市のような掲載スタイルで広告の採用をしてはどうだろうかと考えるところです。執行部の考えをお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 広報紙への広告掲載についてお答えします。

近隣自治体では、つくば市、阿見町、土浦市などが広報紙における広告掲載を実施しております。牛久市においても、企業広告を牛久運動公園野球場外野フェンスに掲載いたしました。また、バナー広告掲載を市ホームページで導入しております。

広報紙への広告の掲載を実施している市町村を調査したところ、広告掲載料が市の収入源になるというメリットがある一方、広告の掲載基準を定めるため、業種がある程度限定されてしまい、公平性に欠けるといったようなデメリットも伺っております。

牛久市の広報につきましては、昨年5月に紙面をリニューアルし、市民が必要としている情報を決められたページに凝縮し、提供することに重点を置いてまいりました。

今後は、想定される広告内容が市民の皆様に対してどれだけ効果のある情報かを伝え、市からの情報伝達の妨げにならないよう配慮するとともに、広報紙への広告掲載の方法や募集については、掲載するメリット、デメリットも含め、引き続き調査研究を進めてまいります。

また、いろんな子供たちのイベントなんかございます。そのとき、何か牛久の企業には、そのイベントのスポンサーになってもいいよと、なりたいという企業も出てきております。ですから、そういうことも含めながら、これからのそういう企業の広告のあり方もあわせて検討してみたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今市長から御答弁をいただきましたけれども、やはり先ほど申しましたように、これからの自治体経営は大変御苦労があるであろうと思います。先ほど申しましたように、茨城県ひばりでは、ページ数もたくさんありますけれども、その掲載する内容に対し妨げになるような状況ではありません。1回につき5コマ、それも本当に少ないスペースの中で、年間幾らになるかといいますと、とりあえず1,458万1,080円になるそうです。これは年間60コマありまして、ここにひばりを何部か持ってきておりますけれども、先ほど申しあげましたように、誰の目にもとまっておりますし、広告のために内容が削減されるというような状況ではありません。

そういう中で、この1,458万何がしのやはり収入は、大変貴重であると思っておりますし、また答弁を書かれるに当たりまして、担当課は例えば土浦や取手のことをお調べになったかとは存じますが、かなりの収入源になっておりますので、参考までに申し上げたいと思います。取手市は、公用車のドアのところ、マグネット等で粘着というか、張りつける状況の中で、1台3万3,600円だそうです。それを10台で33万6,000円ということになります。公用車をとりましも、役所で使う公用車というのは100台以上になろうかと思っております。全部につけるといってもまた、なかなかその広告を集めるということも至難のわざかと思っておりますので、まず手始めに何台かやってみるといのもよろしいかと思っております。

そのほか土浦市でも当然、先ほど市長のほうから答弁がありましたように、ホームページ等で広告をしておりますが、その金額につきましては、大きさがあります。ホームページについては一律2万円だそうです。というようなことですので、その数を集めることによって、本当

に先ほど同僚議員が質問いたしましたように、今三度の御飯も満足に食べられないというような、未来を担う子供たちがそのような境遇にありますので、その辺につきましても、ほんの少しのお金かもしれませんが、全体の牛久市の一般会計に対しましては、200億円前後の予算がありますのですが、でもやはり行政として努力する必要があると思いますので、その辺につきまして再度質問いたしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 先ほどの答弁と関連していますので、私のほうからまた答弁いたします。各所管の封筒の広告についての御質問にお答えします。

当市においては、各課で使用する封筒を会計課で一括購入することでコスト削減を図ってまいりました。さらに、平成19年度からは、納税通知書や健康保険証などを送付する窓つき封筒の統一化を図り、さらなる歳出の削減に努めているところでございます。

封筒の広告収入につきましても、県内の市を見ましても、窓口用の封筒を初め通常使用している封筒にも広告を採用している市もございます。当市においても新たな財源になることから、調査・研究してまいります。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ぜひ調査・研究をしながら、少しでも税収の取り組みに対しまして、執行部の皆様には頑張っていたきたいと思っております。

それと、今各行政区が回しております回覧板の表紙につきましては、既に広告等が掲載されておりますが、この件については全く市のほうが発関与していないのかどうか。それと、そのバインダーのその表紙ですので、そのバインダーを提供する方の出資による、要するに広告掲載という形になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） お答えさせていただきます。

今議員がおっしゃった、広告がついている回覧板につきましては、市は関与いたしておりません。業者が広告を募集し作成しているものです。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） その件につきましても、やはり同じような状況ですので、市としてはつけられるようにしておくということはちょっと考えものであると思いますので、やはりその辺についても今後の検討課題ということで、ぜひお願いしたいと思います。

2つ目といたしまして、ふるさと納税からの収入を図ることが考えられると思います。ふるさと納税は富裕層の節税策なのかと今話題となっており、千葉県大多喜町では14年度に比べ、

15年度は約40倍の18億円がふるさと納税で寄附がされたということですが、千葉県、この大多喜町では、なぜこんなに18億円もの実績があったかといえば、還元率が7割で、しかも返礼品が金券であるということから、多額の納税をしていただけたようです。

このように、ふるさと納税をされた方に対し返礼として送る品が、なかなか市場では手に入らない特産品であったり、大多喜町のように金券であったりすることから人気が高まり、このような寄附が集まったということでもありますので、ぜひ牛久市のふるさと納税に対しまして、いかに寄附が集まるかというような知恵を出す必要があろうかと思えます。

以前お伺いしたときに執行部のほうでは、メロンの返礼品のときには一般的な返礼品と違って大変寄附が集まりやすいというような、そのような話も伺っておりますので、集めるための努力として今年度、28年度に対しましてどのように計画されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） ただいまのふるさと納税を集める方策という御質問についてお答えいたします。

牛久市では、平成27年度から株式会社トラストバンクが提供しております「ふるさとチョイス」というふるさと納税の情報総合サイトを通じまして、インターネットによるふるさと納税の申し込み及び支払いを受け付けております。寄附を受けた、納税を受けた方に対しましては、返礼品として地元の特産品をお送りしているところでございます。

他の自治体でも見られますように、大多喜町もありますけれども、他の自治体を参考にしてこういったインターネットの申し込みというものを27年度から採用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） そういたしますと、今ネットからということの答弁があったのですが、ネットとあと普通のふるさと納税の比較ではやはり簡略化という意味で、ネットでのふるさと納税のほうが多いのか、それとも普通のふるさと納税のほうが多いのか、その辺につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） ネットを利用したふるさと納税の件数と、その他一般の件数の比較でございますけれども、平成27年度におけます実績といたしましては、インターネットを利用したものが2,812件ございました。その他一般の取り扱い件数は66件でございます。合わせまして2,878件となりますが、全体の約98%の方がインターネットを御利用

いただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 安倍総理がやはりネットとか、あとは納税というか、税金の軽減化、これによって大変全国的にふるさと納税が広がって、ふるさと納税が全国の自治体に寄附された額が、2015年には前年より1,000億円も多くなり、その総額が1,300億から1,400億と言われておりますので、ぜひその辺につきましては、確かにネットということなので、そのネットのほうでもちょっと集める工夫も今後ぜひ検討していただいて、雑収入の増を図っていただければと思っております。

続きまして、先ほど大多喜町では返礼品の還元率が7割なので、ふるさと納税が集まったと言いましたが、牛久市ではふるさと納税の返礼品の還元率は、寄附額に対しどのようになっているのかということをお伺いしたいと思います。

そして、今後についてのお考えについてはどのように、例えば返礼品をその還付率、その還元率を少し下げるとか、そのような考えがあれば、その辺につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） ただいまの返礼品の還元率及び、また今後の方向性という内容の御質問についてお答えいたします。

牛久市のふるさと納税につきましては、平成27年度から納税額1万円につき1品の返礼品をお送りしているところでございますけれども、返礼品の平均単価といたしましては、約4,100円となっております。加えまして、返礼の際には郵送料やクレジットカード手数料、金融機関の取り扱い手数料、事務に係る費用など、1品当たりにつきまして約1,100円の経費がかかってございます。これら経費を含めまして、納税額1万円に対する返礼品1品当たりの費用が約5,200円となりますので、率で申し上げますと52%の還元率となります。

また、還元率、今後の方向性についてでございますけれども、最近ではふるさと納税をしてもらうために豪華な返礼品を用意している自治体も多く見受けられますけれども、これら多額の豪華な返礼品につきましては、ふるさと納税の趣旨にそぐわないものとして国から注意喚起の文書が出されているところでございます。そもそもふるさと納税は税額控除を受けられる無償の寄附行為であることからすれば、プリペイドカードや商品券などの金銭類似性が高いものや、電気機器や貴金属などの資産性が高いもの、高額または納税額に対して返礼割合が高いものなどが、返礼品としてふさわしくないものとして挙げられております。

牛久市におきましては、納税額に対する返礼品の割合を、郵送料及び事務に係る費用も含め

まして、おおむね5割とすることで納税者の方々に喜んでいただける商品を返礼すべく、地場産業育成の観点も踏まえ、市内の業者及び生産者の方々に御協力をいただいております。

今後につきましても、魅力ある地元産の返礼品によりまして地域振興を促すとともに、過度に高額な返礼品に頼らず、ふるさと納税の趣旨に基づいて運用してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、牛久の場合、大体5割程度ということでの還元率ということなので安心しましたけれども、寄附額が大きくなりますと、高額の所得税や住民税を納めている人にとっては逆にもうけが発生するというようなことも、先ほど申し上げましたように、富裕層の節税ではないのかというようなことになり、世田谷区のような富裕層が集まっているところは逆に15年度におきまして6億円の収支赤字が出てしまったというようなこともありますので、その辺について金額等での還元率というものをちょっと流動的に考えるというようなことは牛久市ではなくて、一律半分、50%前後の、金額にかかわらず50%程度の還元率というふうに考えているのかどうか、その辺につきまして再度お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 一律、還元率につきましては、前よく、先ほど52%ですか、申し上げましたけれども、牛久市の場合、1万円につき1品なのですけれども、5品までということになりますので、例えば10万円を寄付した方がいらした場合に、商品の返礼品としては5点までという形になりますので、上限なくということではございませんので、その辺がちょっと違うところかと思っております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） いずれにいたしましても、ふるさと納税のそもそもの寄附ということをややはり鑑みた形で、その還元率等を考えながら、世田谷みたいに収支赤字になるような状況はつくってほしくないということで、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、雑収入の取り組みの3つ目といたしまして、牛久市がただいま実施しております、とくとく市についてであります。このとくとく市に退職された方たちが自家用の野菜ということで生産しておりますが、どうしても一度に収穫されてしまうので、その消費がなかなか追いつかないので、どうしても廃棄してしまうような状況が出てしまうので、どこか売るところが欲しいというような市民の声が寄せられておりますので、私的にはやはり、自分たちが食べるということで、減農薬でもありますし、そういう鮮度もいいことですし、そういうものを1人の消費者として手に入れるということは、大変喜ばしいことでもありますので、ぜひその

とくとく市に参入させていただければと思います。

そして、ただ野菜だけということでは、やはり人の足というものはなかなかそこに向かないという現実がありますので、一般質問の通告書には家庭菜園家というようなことを明記いたしましたけれども、やはりいろんな方たちの参入ということで考えていただき、そのたくさんの生産者、手づくりの、メーンはどうしても野菜等になろうかと思いますが、手づくり品を誰でもがとくとく市で売れるということになりますと、ごった市ですか、あそこは場所代、畳1枚2,000円の場所代ということで市が徴収しているというようなことを出店者の方がおっしゃっていましたので、そのようなことができれば、ここでもまた、本当にわずかな収入ではありますが、収入が入るといふふうに考えられますので、その辺につきまして御答弁願いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 経済部長山岡康秀君。

○経済部長（山岡康秀君） それでは、とくとく市の御質問についてお答えしたいと思います。

そもそもとくとく市の発祥は、本来、市場との取引がある仲買人と言われる青果店や農産物の生産者である農家が実施する朝市として、地元の食材を市民に知ってもらうという意味合いでスタートしたものでございます。

また、牛久市営青果市場で毎月第4日曜日に開催しまして、農家や農産物の生産者、青果店のほか、市内外の飲食店や手芸品等を扱う約20店舗が出店してございます。これにつきましては、プロアマ問わずどなたでも出店が基本的には可能であり、既に家庭菜園家の方にも出店いただいております。また、出店に当たっては、お客様に食の安全・安心を提供するというを第一に考え、粗悪品の販売や無責任な売り逃げ等がないよう、生産者の確認及び生産地や品質の確認を市場で行っているところでございます。

次に、開催に関する広報についてでございますが、現在は市広報紙のほか、市メールマガジンやホームページ等で告知しております。今後におきましては、FMうしくうれしく放送等、新たなメディアや情報誌等を活用しながら、より多くのお客様に御来場いただけるよう検討してまいります。

また、開催回数につきましては、当初とくとく市スタートに向け出店者を募るに当たりまして、農家や青果店への聞き取り調査を実施いたしました。その中で、月2回以上の開催は、青果店からは店舗の売りに影響が出る可能性、農家からは生産活動への影響を危惧する声が聞かれました。現状を鑑みましても、開催回数をふやすことは、お客様が分散することが予想され、出店者側からも準備等による拘束時間の増で負担がふえる割には増収につながらないという事態も懸念されます。

そのため、現段階としましては、今までどおり月1回の開催を継続していきたいと考えてお



りますが、今後もお客様や出店者の意見も適宜調査検討しつつ、安全・安心な食材を提供するよう努めてまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今のこのとくとく市につきましては、私が平成14年の第2回の定例会で質問をして、そしてこのとくとく市という市民の購買力をかきたてるネーミングをつけていただき、それから今までこの事業を実施していたわけではありますが、随分と歳月がたちますので、仕切り直しをしていただくというのを、どういうふうに考えておられますか。

そしてまた、もしその生産者が大変であるというようなことであるならば、自主運営が、参加者の中で誰かが代表を務めるというような自主運営もできると思うんですね。やはり発想の転換と、物事に対する柔軟でしなやかな考え方がこれからは必要にならうかと思うんですね。あそこの市は確かに市場として機能しているところでもありますけれども、昼間は全く使っていないことでもありますし、住宅地の中にあるという立地、そしてまたすぐそばに第一つつじが丘の区民会館、そしてまた駐車場と、大変人が集まりやすいような状況の立地となっておりますので、新たな土地を設けたり、新たな建物をつくったりするというよりも、道の駅的な、それこそ道の駅的な機能は十分果たせていけないのではないかと思います。

ただし、その道の駅といいますが、商品、品数が少なければ、なかなか人は集まりません。うちの近所に、旧荃崎、今つくば市、JAが経営している直売所がありまして、あと有志が集まって自分たちのつくった野菜とか、あとはパンとか、あとはノリ巻きとかおいなりさんとか、そういうものをいっぱい出していたんですね。そうしたら、そのJAのほうで潰れてきて、逆にその有志でつくった直売所のほうが、もうすごく今収穫数があるというような状況もありますので、ちょっとした視点の考え方でいかようにでも、ただ、何でもできないというようなことでは、物事は進んでいかないと思うんですね。とにかくやってみて、それから考えようというような、今からの時代はそうになっていると思うんですね。

場所代や改修費や、そういうものは全くかからないわけですから、たくさんのその手づくりをされる方たちを呼び込めばいいだけで、先ほど部長がおっしゃってくださったように、ネットや、あとはさまざまな媒体を使って宣伝するという、それだけのことでありますから、このことにつきましてどのように考えていただけるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 経済部長山岡康秀君。

○経済部長（山岡康秀君） それでは、再質問にお答えしたいと思います。

先ほど、当初に申し上げたと思うのですが、農産物のみならず、食品、あとは手芸品とか、いろんなものを出しております。ただ、これから数をふやすということになりますと、スペース的にも限られております。スペース的にも限りがあるということで、これはあくまでも当初

に申し上げたとおり、本来、市場と取引のある仲買人、また青果店や農産物の生産者、いわゆる農家の方々が朝市として地元の食材を市民に知ってもらうということから始めたのが始まりでございます。それですので、当然これは、自治体はあくまでもイベントと、あくまでも市場のイベントということで始めておりますので、当然人をふやして収益をふやすということではそもそもないかなとこちらでは考えております。

また、これは自主運営ということになりますと、当然食、口に入るものですから、その管理ができないと、今今は市場のものがそのもの自体を管理していると、あとは仲買人の方と市場の者で管理しているというような状況で食の安全というものを市民の方に提供しているところでございますので、このとくとく市ということについては、自主出店、運営ですか、これはちょっと難しいかなと、このように思います。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 手づくりや、例えば野菜なんかは家庭菜園ですから、毎回毎回出せるということではなくて、今はとくとく市としましては第4日曜日ということでありませけれども、例えば毎日したとしても、人数が多ければ、多くてもその辺の考え方的には十分に生産性の面から考えましても機能していくのではなからうかというふうに思っております。

続きまして、大きな2番といたしまして、老人ホームについて質問いたします。

年々高齢者が増加していく中で、家族や特養などの公的施設も含め、なかなか頼れない、厳しい現実の環境となっており、やはり需要があるので、有料老人ホームに行くしかないという方がふえておりますが、有料老人ホームとしてのさまざまな基準を満たしていない施設も多いと聞いております。本来、老人福祉法では、高齢者に食事や介護、家事などのサービスを提供する施設は有料老人ホームとして届け出る必要があるのですが、届け出をすることによって基準を満たしていない施設は、改修費や収益のために粗悪な環境になっているというようなことを調べるということが営業に大変妨げになることから、無届けとなるようです。

市は、そのような施設の情報の把握とともに調査をしているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

無届けの有料老人ホームについては、これまで消火設備が不十分であることや、一部屋に何人も入居されたりなど、その住環境や入居者の処遇に関し不透明な部分が多く、社会的な問題になっているところですが、このようなことから、国の依頼により、毎年定期的に無届けの有料老人ホームの実態調査を実施しており、今年3月の調査時点では、茨城県内で10カ所の無届け有料老人ホームが確認されております。

当市においては、無届け有料老人ホームはございません。近隣では、龍ヶ崎市、土浦市、守谷市で計5カ所が確認されており、茨城県が事業所に対し届け出を促すなど、必要な指導を実施しているところです。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今の答弁を聞いて安心しました。牛久の高齢者の方たちがそのような状況になっていない。牛久市には無届けの有料老人ホームはないということでありますので、その辺につきましては、本当にほっとしたところです。

もし情報を把握できたときに、今申し上げましたように、市民の安全や安心のために、定期的にはもちろんのことですが、抜き打ちで調査など実施することが必要と思われませんが、民間施設に対しましてできるのか、できないのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 有料老人ホームの指導監督につきましては、茨城県が監督権を有し、運営に必要な人員や設備等の指導を実施しております。市における指導といたしましては、高齢者虐待防止法に基づいて、虐待通報がなされた場合などは立入調査を実施し、茨城県と連携して適切な指導を実施してまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 予想どおりの答弁ですね。やはり民間におきましては、本当に虐待とか、この間川崎市であったような、ああいう殺人ですか、そのようなときにのみ、その施設に入って調査できるということですが、なかなか軽度の認知症とか、あとはそのような、常にそこに行って家族とか友人とかが見て、どういう状況なのかというその観察とか、監視する状況になれば、それがなかなかそのような調査とかということができないわけですので、その辺についてはやはり今答弁がありましたように、大変な状況にならない限りは、当然県とも連携できないし、調査もできないというような、そのような理解でいいのかどうか、その辺の確認をしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、監督権限というのは茨城県にございまして、基本的には1年に1回必要な検査が行われております。また、有料老人ホームからも定期的な報告が県に対して行われておりますので、先ほど御答弁しましたけれども、牛久市においては、無届けの今老人ホームはございませんので、今のところ適切な指導がなされていると考えております。今後にお

いても継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） それでは、3番としまして、一応市で、やはり市がつくるというか、公設であるということは、その利用者にとりまして大変ブランド、要するに何で1万円で買えるバッグがブランドだと何十万円もするのかということと同じように、安全・安心のやはりその目に見えない、そういうものが付加されているというふうに見えて、12万円ぐらいで皆さん入れるような有料老人ホームを牛久市がつくってくれればというような声も大変高いわけです。

御存じのとおり、27年4月1日におきまして、独居老人と言われる人が1,936人ということで、2,000人近いひとり暮らしのその大方は女性であります。女性は本当にか弱くて、それで私みたいな強い者もいますけれども、か弱くて、それでいて去年の南中で牛久警察署長が言っていましたように、オレオレ詐欺、8,000万円も牛久で出たというような、そういう被害が出るような、そういう方たちが多いということで、やはりブランドの高い、公設の施設をとということなのですが、こういうものに対しましてやはり今、介護保険法のほうでは、中度、重度、3以上の介護認定をされた人しか特養に入れられないということで、その軽度の人、または先ほど申しましたように、1人で生活している人などが本当に多い中で、ぜひこういう施設を、お金は12万円という想定は、何か今、大体16万円ぐらいの収入であるから、12万円ぐらいであとその他いろんな税金を払いながら、12万円ぐらいの施設に納めるお金なら何とか工面できるというような、そのような市民の声なので、12万円ということで一応書かせていただいたわけですが、やはり高齢になるということは、当然足腰が弱くなってきますし、そういう中で今、国のほうの制度も在宅というふうに変換されておりますので、やはり市がお金も出してもいいから入れるような、そういう施設を建てて、学校をつくらなきゃならない、何をしなきゃならない中で、やはり老人ホームをつくるというのは、また大変な状況でもありますけれども、その辺について御答弁願えればと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 市で有料老人ホームの設置をという御質問でございますが、現在の有料老人ホーム、市内の状況を御答弁させていただきます。

今年4月現在、牛久市内においては、住宅型有料老人ホームが5カ所、介護つき有料老人ホームが1カ所、地域密着型有料老人ホームが2カ所設置されております。また、近年、高齢者の住まいとして位置づけられた、サービスつき高齢者住宅がふえ、市内では5カ所が運営され

ているところです。

その利用料金につきましては、部屋代や食費がそれぞれの施設において決定しているため、料金がさまざまになっているところです。

有料老人ホームにつきましては、高齢者の多様なニーズに応えることが求められておりますことから、民間事業者の創意工夫により運営されることが望ましく、市営の有料老人ホームの設置は検討はしておりません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 確かに私ども市民クラブがひたち野うしく等に視察に行ってきたときには18万円、そのほかプラスアルファがかかるということでした。であるからして、やはりリーズナブルな施設ということが、やはり市民からは叫ばれるような状況なのですけれども、本当に今、独居老人も含めてさまざまな家庭があります。そういう方たちのためには、ぜひ考える、その施設を考えるということはしていないということではありますが、アンケート等で意向調査をしていただければ、本当にその切実なそういう施設が欲しいというような、その必要性が確認できていくのではないかと思いますので、ただ単にただつくれと言っても、やはりその裏づけがなくつくれということでは、何か思いつきみたいに思いますので、ぜひアンケート等で市民ニーズを調査していただければと思うのですが、その辺につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） アンケート調査の実施につきましては、次の第7期介護保険事業計画の策定に当たりまして、今年度、日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしますので、このニーズ調査の項目につきましては、御質問の内容も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 最後の質問といたしまして、市民後見人の現状についてであります。牛久市は茨城県44市町村に先駆け、市民成年後見人を誕生させておりますが、その活動の情報が入ってきておりませんでした。せっかく規定の研修時間を受講し勉強したのであれば、現在の社会福祉協議会が担っている法的な成年後見人じゃなくて、外の方たち、判断能力があっても家族や親類に頼ることができないひとり暮らしの高齢者や、家族に虐待されているような、そのような方たちが、老人ホームや高齢者施設へ入所、また病院に入院する際の身元保証人や、退院するときや死亡時の身元引受人などの、そのような役割であれば、今一般的に市民

成年後見人と言われているような、財産管理までも含めた重い役割ではないと思いますので、このような生活上で必要な状況のときに、サイドからのサポート的な、そういう役割の市民後見人がいてくれば、高齢化した方たちが大変助かるのではなかろうかと思っておりますので、その辺の考え方につきまして執行部にお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 市民後見人につきましては、尾野議員に答弁したとおり、牛久市社会福祉協議会が運営する成年後見サポートセンターにおきまして、平成24年度に市民後見人養成講座を実施し、25名が受講しております。

その後、フォローアップ研修を行っており、養成講習を受講した方の中から6名の方には、日常生活自立支援事業及び法人後見の生活支援員として従事していただいておりますが、現在のところ、市民後見人としての実績はございません。

今行っている業務の内容といたしましては、日常的な金銭管理や見守りなどを行っておりますが、入院や施設入所の際の保証人、あるいは身元引受人の業務というのは行っておりません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、身元引受人や身元保証人ですね、そういうものがやはり現代というか、今の社会環境におきまして、大変必要ではないかと思うんですね。そのような一手に引き受けた日本ライフ協会というのが160万円で全てのそういう生活上の困ったこと、高齢者の困ったことを引き受けた会社が倒産しちゃってというようなこともありますので、結構こういう入院とか、施設の入所、そういうときの身元保証人、そういうものにつきまして、社協だけではなく、過日、社協の審議会に出ましたけれども、今のスタッフの中で目いっぱい働いているような状況ですので、別建てでそのような方たちのサポートをするというような考えはあるのか、またはできるのか。再度お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

入院や施設入所の際の保証人、あるいは身元引受人の業務につきましては、ただいま足立区の社会福祉協議会などで、そのような高齢者に対して保証人に準じた支援や契約の立ち会いなどを行っている事業を実施している自治体が出てきております。足立区の場合は、入院費の支払いについて、契約の際に52万円の預託金を事前に預かっておきまして、その預託金の範囲の中で保証を行うというような内容ということでございます。

市としても今後、ひとり暮らしの高齢者などもふえている現状もございまして、こうした

足立区の事例も含めて、先進事例を調査・検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） この成年後見人制度につきましては、4月に利用促進法が議員立法で成立し、3年以内に必要な法整備をするというので、認知症や精神・知的、それぞれ障害のある人たちが、そしてまた高齢者の人たちも含めて安心して頼れる、使い勝手のよい制度になるように期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時50分といたします。

午後2時32分休憩

---

午後2時50分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番甲斐徳之助君。

〔10番甲斐徳之助君登壇〕

○10番（甲斐徳之助君） 皆様、こんにちは。創政クラブ所属、甲斐徳之助です。引き続き市民の皆様の声を市政に届けるべく、質問のほうをしてみたいと思います。

今回は、皆様の疑問や正確な情報が欲しいとの声を多数受けております問題について質問していきたいと思っております。通告に従いまして、一問一答方式において質問をいたしますが、質問の流れの便宜上、通告順が前後する場合がありますが、御承知おきいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

大きな枠で1点の質問となります。牛久駅周辺の利活用の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、以前の定例会議のほうでも私が質問させていただきましたが、3月に完成を予定とされておりました東口駅前広場の工事の現時点での進捗状況と工事のおくれの原因、また前回に組まれました補正予算の具体的な理由をお示しいただきたいと思っております。お願いします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 平成28年3月の完成予定をしておりましたが、本年7月完成を目指しております。以前にも説明いたしました、延長につきましては、工事区内における歩行者の安全を十分に確保するために、また交通誘導員増員、さらには地中埋設物による影響などにより、路盤材を追加するものであります。

○議長（市川圭一君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 具体的な理由として、歩行者の安全の確保をするということと、補正予算の理由のほうが聞かれなかったのですけれども、もう一度お願いします。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 質問の内容をちょっと確認させていただいてよろしいですか。

○議長（市川圭一君） これは、今いただいている1の（4）が先ということですか。通告の。（「そうです」の声あり）補正。そうしますと、補正予算の具体的な理由はということによろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、答弁を求めます。建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 補正予算の内容ということでございます。工期及び工事費が変更になることによりまして、平成27年第4回議会定例会におきまして、災害時用のトイレ設置のための污水管の布設に必要な補正予算につきまして、先ほどの平成24年第4回定例議会におきまして議決をいただき、その内容に基づきまして、平成28年3月31日に当該工事の変更契約を結びまして601万5,600円を増額いたしております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

次の質問をさせていただきます。ほかの同僚議員の方からも質問がされておりますが、西口駅ビルの活用の質問をさせていただきたいと思っております。

前回の3月定例会におきまして発表がされました、来春以降の駅ビル店舗のイズミヤさんが、賃貸契約の更新がないとありました。私は事実上の撤退と事実を認識しております。駅前空洞化や衰退を招き、地域発展の歯止めになる不安を感じています。市民の方々からも、これからどうなるの、どこまで計画が決まっているのなどとよく聞かれております。

そこで、質問させていただきます。具体的にはその撤退の時期がいつごろになるのか。また、その状況をどこまで市側で把握されているのか、お示してください。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの甲斐議員より御質問の、牛久駅周辺利活用についてにお答えをさせていただきます。

今御質問のありました、イズミヤ撤退の具体的時期はいつになるかということですが、イズミヤの一部撤退につきましては、昨日の守屋議員の御質問にもお答えをさせていただきましたが、イズミヤと牛久都市開発株式会社との間で締結をされております店舗賃貸借契約に関しまして、イズミヤが賃借している3階の一部のフロアと4階フロアについて、平成29



年3月24日の賃貸借契約満了をもって、以降の契約更新はしないということを確定しておりますが、イズミヤが保有しておりますフロアでの営業につきましては、継続せず完全に撤退するという事は確定はしていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 具体的にどこが撤退で、撤退じゃないかと、もう一度御説明いただきたいのですが。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 撤退するフロアとしましては、3階と4階、これがイズミヤさんが賃貸借で借りているフロアでございます。ここは29年3月24日、これが契約の満了日になります。これをもって以降の契約はしないということになりますので、ここのフロアだけでは撤退するような形になります。

ただし、イズミヤさんが保有されています1階とか2階の保有しているフロアでございますね、借りているんじゃないかと、保有しているフロアについてはまだ撤退するかどうかということについては確定はしていないと、こういうことでございます。

○議長（市川圭一君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。1階、2階はまだ確定していないということで、あるということですよ。わかりました。踏まえて、前回の定例会でも、とうかささんごん私がテーマにさせていただいているのですけれども、交流人口から定着人口へ目的とした手法として、観光産業に目を向けてみるのもよいのではないかと引き続き考えております。

例えばオリンピック開催や茨城国体開催に向けた入浴施設を兼ね備えた宿泊施設の設置や、入浴施設単体などであります。そして、ひたち野うしく駅の構想にもあると先日、執行部の皆さんがお話しされていましたように、牛久駅でも飲食ビルの形成などもよいのではないかと考えております。また、通勤の方が遅い時間まで利用できる託児所の設置などどうか、そのような声が市民の皆さんから多く聞かれることを御報告させていただいております。例えば牛久駅におり立った方が食事をとろうにも、飲食施設が駅周辺にない。家族で、仲間内でゆっくりしようにも、そのような施設がないなどあります。

牛久市のランドマークとしてシャトーや牛久大仏など、市外・県外の方はお話しされますが、実際の牛久市民の方が身近に利用できるランドマークがあってはよいのではないかと考えます。

そこで、質問させていただきます。撤退後の駅ビルの活用方法はどのようにお考えなのか。また、方向性が決まっているのであれば、その進捗状況もお示しいただきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの甲斐議員の御質問にお答えさせていただきます。

政府は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた観光振興として、訪日外国人旅行者4,000万人を目指して国際観光の振興に力を入れているところでございます。牛久市には、議員からお話がありましたように、国の重要文化財であるシャトーカミヤや外国人観光客にも人気の牛久大仏などの観光資源がありますので、議員御提案につきましても、牛久市を訪れた旅行者へのサービスにもつながるものというふうには考えております。

しかしながら、エスカドビルを入浴施設を持ち合わせた宿泊施設として使用できる用途に変更するためには、昨日守屋議員の御質問にもお答えさせていただいておりますが、エスカドビルの権利者やマンション入居者の同意が必要となり、かつ建築基準法では、光を取り入れるための開口部や窓を設置するための構造補強、フロアの改修、さらには消防法の観点から避難経路の設置など、大規模な改修と膨大な費用を要することから、実現は困難と考えているところでございます。

まずは今回、イズミヤが賃貸借契約を更新しないとした3階、4階の賃貸床の再活用を図ることが第一であり、市の企業・事業だけでは、中心市街地の空洞化の解消やエスカドビルの利活用は難しく、民間企業の誘致を第一として、イズミヤにかわる新たな店舗の誘致による集客性の高い活用の検討が必要であるというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 民間の店舗ということでよろしかったですか。具体的にどのようなスタイルのお店、飲食店なのか、スーパーなのか。もし案があるのであればお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） これらの検討につきましては、牛久都市開発株式会社とプロジェクトチームを立ち上げながら検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、その点は御了承いただければと思います。

○議長（市川圭一君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。プロジェクトチームというのは、開発公社ほか、どういう方が参加されて、そして検討の範疇というのは、3月24という、それは決まっているのであれば、いつまでに御検討されるのか教えていただきたいなと思っておりますけれども。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） それらにつきましては、スケジュールも含めて今後検討させて

いただくということでまいりたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（市川圭一君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 検討、検討ばかりで答えがないと思われるのですけれども、期日は決まっていますので、本当に多くの方が心配されている事業だと思います。前向きにというのはもう遅いと思いますので、早く御決断いただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

もう1点御質問させていただきたいと思います。撤退に伴う本市が負担する経費等があるのか、ないのか。また、あるのであれば、どのくらいの費用負担を見て把握されていらっしゃるのか、お示しさせていただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） お答えさせていただきます。

撤退に伴う本市の経費との御質問ですが、現在のところ、撤退に伴う本市の経費負担はございません。経費負担が発生しない理由を牛久都市開発株式会社に確認しましたところ、イズミヤと牛久都市開発株式会社との間で提携している店舗賃貸借契約の中で保証金については、イズミヤが牛久都市開発株式会社へ支払う賃料から差し引いて返還する方法を採用しており、保証金については全てイズミヤへ返還が済んでいるとのことでございます。

また、敷金につきましては、この賃貸借契約の満了後にイズミヤが牛久都市開発株式会社に對して敷金の返済を求めることになっているとのこと。契約締結時にイズミヤから預かった敷金については、牛久都市開発株式会社が債権者から保有床を賃貸する際に、敷金を権利者に引き渡す契約となっており、全額権利者側に引き渡されていることから、返還に当たっては牛久都市開発株式会社が権利者から敷金を回収し、イズミヤへ返還することになっているということでございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） よくわかりました。敷金はまだということでよろしかったですか。敷金はじゃあ具体的にどれくらいを把握されているか御存じですか。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） お答えさせていただきます。

敷金の金額でございますが、牛久都市開発株式会社から敷金は月坪当たり賃料の50カ月分と伺っております。なお、具体的なその金額につきましては伺っておりませんので、牛久都市開発株式会社と協議をして御回答させていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（市川圭一君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） よく理解させていただきます。

最後の質問をさせていただきたいと思います。先ほど現時点で次の業者さん、事業が決まらないということでありましたけれども、3月24日をもって決まっていない場合というのは、恐らくビル運営のコストパフォーマンスであると思うんですね。そういうものに対して市として、また別会社だとは思いますが、そちらの牛久都市開発さんですか、とどういふふうな対応をされているのか。御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 繰り返してしまいますが、牛久市としては、牛久都市開発株式会社とともに、先ほどもちょっと申し上げましたが、プロジェクトチームを立ち上げて、イズミヤが賃貸借しているフロアへの新しいテナント募集等を精力的に進めてまいりたいというふうには思っているところでございます。

また、新しいテナントが見つからないことも想定して、エスカードビルの利活用について準備・検討のほうも深めて進めてまいりたいと、あわせて思っているところでございます。

○議長（市川圭一君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） プロジェクトチーム、いっぱい出てきているのですけれども、本当に時間がないと思うんですね。具体的にここの場の答弁でそういう話でプロジェクトでとかという話じゃなくて、具体的にこういうプロジェクトを組んで、こういう経費負担を見て、そういう解決をする、して、そういう事業をやっていくというのを最後求めるといいますか、要望といいますか、そういう形で質問を終わらせていただきたいと思います。

また、先ほどあった敷金の部分というのは、やはりお金のかかることなので、今後いろんな事業で市の経費というものはかかってくると思いますので、今即答できなくても調査をしていただいて、議員ボックスでもいいですし、入れておいていただけるといいなと思います。

また、こういう場面の話を一般の市民の方々が知らないという事態が、私は大変なことだと思いますし、一部の人がうわさで知っていたりとか、中身を知らなかったりとかして、私も問い合わせ、私も事実確認が一生懸命とれないというような話だと、やはり信用の問題にもなりますので、ぜひスムーズな情報公開をしていただいて、市政運営を求めたいと思います。この件に関しては答弁は結構です。

以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で、甲斐徳之助君の一般質問は終了いたしました。

次に、4番伊藤裕一君。

〔4番伊藤裕一君登壇〕

○4番（伊藤裕一君） 4番伊藤裕一でございます。

今回は、私の質問は提案型の質問が多いので、自分の思い込みとかがあってはいけなかなと思っておりましたが、きのうからの同僚議員の質問と思いのほか重なるところも多うございまして、視点を変えて伺っていこうと思うのですが、質問が打ち合わせしたわけでもないのに重なるといのは、やはり牛久市の未来にとってなすべきことといのは、ある程度大枠のところでも共通したものがあるのかなとも思っております。

さて、今回は大きな1点目といたしまして、若年代の定住に向けてという中で、(1)郷土学習について伺います。

牛久市は市外から転入してきた人が多いわけでありまして、発展の初期に転入してきた方のお子さんが成人を迎えた後、市外へ転出してしまおう方が多いということが、課題として指摘されておまして、ことし2月に策定されました、牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略に際し実施されました若年層向けアンケートを見ましても、定住のための大きな要因としては、牛久の近くに仕事があるなどの経済的要因、配偶者の事情などが大きいわけですが、そのほかに、幼いころから牛久に対して愛着意識を持っているかということもまた重要な要因になってくるのではないかと私は考えております。

親御さんが市外出身であるということも多いということも考えますと、学校教育において郷土への愛情と理解をはぐむための郷土学習が重要になってくると思うのですが、まず牛久市の郷土学習の現状をお示してください。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 議員御指摘のとおり、郷土への愛情と理解というのはとても大事なことだと思っております。現在の郷土学習の現状ですが、牛久のまちを知り、地域に愛着を持てるよう、小中学校で行われている学習等についてお答えいたします。

例えば小学校では、1・2年生で生活科という学習があります。ここで通学路を探検したり、町探検をしたりします。児童は、学校近くを歩き、公園で遊んだり、地域の人と触れ合ったりしながら、さまざまな場所になれ親しむ学習をしています。

3・4年生、ここは社会科なのですが、ここで社会科の副読本「わたしたちの牛久」を活用しながら、市内で生産されている特産物について学んだり、地域の人々が受け継いできた文化財について調べたり、地域の発展に尽くした先人の働きについて調べたりする学習を行っています。

中学校での取り組みとしては、例えば牛久第二中学校は「歩く会」があります。地区を3コースに分け、3年間を通して歩きます。毎年一コースずつ地域の方々と共に史跡を巡り、地域の歴史について学んでいます。牛久三中では和太鼓部が、上町、下町、刈谷、城中のお祭りに

参加しています。牛久一中では、ことしボランティア部を発足させ、地区社会福祉協議会と連携して各行政区の行事への参加や防犯パトロールの協力を計画しています。このほかにも、市内の多くの学校で、うしくかっぱ祭りの翌朝に会場のクリーン作戦を実施しています。

これらの取り組みを通して、児童生徒は、自分の住む町に関心を持つとともに、そのよさに気づいていけるようになり、自分たちの住んでいる町に対する誇りと愛着も生まれてくるものと考えています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） ありがとうございます。お話ありました小学校3・4年生向け副読本「わたしたちの牛久」、これはいわば初期段階の中心になるものかなと思ひまして拝見してみたところ、体験学習や調べ物をしながら読み進めていくことができる、優れた書籍であると感じました。授業の中で、この書籍に記載されていることを全てやるとなると、なかなか時間的にも足りなくなるのかなとも思ったのですけれども、この「わたしたちの牛久」は授業の中で実際どのように活用されているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 「わたしたちの牛久」の活用状況ですが、小学校3・4年生では、社会科副読本「わたしたちの牛久」を活用して、牛久市民のためにつくられた生涯学習センターや中央図書館、クリーンセンターなどについて調べます。また、地域の人々が受け継いできた奥野地区の観音寺や小川芋銭のお墓がある得月院、牛久シャトーなどの文化財について調べたり、牛久沼の開発を行った桜井庄兵衛、日本で本格的にワインづくりを始めた神谷伝兵衛、日本画家の小川芋銭など牛久の発展に尽くした先人の働きについて学んでいます。

内容は豊富なものですから、小学校3・4年生でありますので、自分の地域に即したところを選んで学習するというような形をとっております。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 郷土学習の概要について御答弁をいただきましたので、次は今後の郷土学習の方向性について伺います。

「わたしたちの牛久」については、平成29年度全面改訂の予定ということで、同僚議員の答弁にもございましたが、例えばページ数につきましても、余り分厚くなってもいけませんけれども、牛久市の「わたしたちの牛久」93ページに対し、隣の龍ヶ崎、「わたしたちの龍ヶ崎」につきましても125ページありまして、例えばもう少し分量があれば、皆さんはどう思いますかという、記載されている問題に対する解説を充実させる、牛久の文化財や名勝をもっと載せる、稀勢の里関など牛久市出身の有名人に登場してもらうなど、さまざまなアイデアが

実現できるのではないかと思います。

また、郷土学習の最終的な目標としましては、市民協働を進める中で、地元の課題に対し提言のできる人材の育成だと私は思っておりまして、それは市政に参画する人の多様性の確保にも資するものだと思います。サラリーマンをやっている人がいきなり地域活動を始めるかという、少し難しい面もありますので、定年退職時と並び学生時代というのは、地域にかかわるチャンスだと思っております。その点、女化運動広場トイレの高校生による設計提案などに見られますよう、地域の課題にワークショップ形式で取り組むというのも、私は有効だと感じております。

以上、副読本改訂の方向性、市政に参画できる人材育成の観点も踏まえまして、執行部といたしましては、今後の郷土学習の展望についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 議員御指摘のとおり、社会科副読本の「わたしたちの牛久」については、牛久市教育研究会社会科教育研究部を中心に、全面改訂の作業を進めております。平成29年度に発刊される運びとなっております。

改訂版では、田宮地区や東端穴地区、桂町に伝わる伝統芸能について盛り込んだり、牛久市の移り変わりの年表についても、現行の副読本では明治からのものであったものを、古く旧石器時代にさかのぼって掲載したりする予定です。また、さまざまな仕事等にかかわる人の話を取り上げたりして、児童がより問題解決的な学習を効果的に進められるよう、内容の充実を図っていきます。

ワークショップ形式での地域課題について学ぶ事例としましては、毎年1月末に市内の小中学生の児童生徒や他県の児童生徒が参加して、自分たちの学校の周りの環境調査等の結果や課題を持ち寄ってパネルディスカッションを行い、「牛久市への提言」として市長さんに参加していただきながら、毎年市長さんへ提言しているという学習もしています。

中学校2年生では、茨城県教育委員会主催の「いばらきっ子郷土検定」を行っており、昨年度は牛久一中が本選まで勝ち進みました。今後は、中学1年生を対象に、牛久市の伝統や文化について調べる「郷土検定」についても実施を検討しているところです。また、土曜カッパ塾でも、地域の方々の協力を得ながら、郷土かるたに取り組んでいる学校もあります。

このようなまちづくりに参画する取り組みを通して、改めて自分の住む地域への関心が高まっていくものと考えます。今後も児童生徒が牛久のまちを知り、地域に愛着が持てるよう、さまざまな機会を捉え、学習が広がるように検討してまいります。

なお、議員御指摘のように、問題を発見して、それを解いて提言するといったような形の内容も検討させていただきたいと思っております。また、稀勢の里も現在入っておりませんので、ちょ

っと検討していきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 今後、郷土学習充実の方向ということで、前向きな答弁をいただきまして、ぜひそのように頑張っていたきたいと思えます。

それでは、2点目といたしまして、市制施行30周年記念事業などのイベントに合わせたシティープロモーションについて伺います。

今回この質問を取り上げましたのは、私の実家である静岡県磐田市で開かれました30歳の同窓会、三十に会うと書いて「三十会磐田」というイベントに、対象学年であり、視察目的もあって参加させていただいたのがきっかけとなっております、20歳時の成人式のときは果たせなかった、ある程度の社会経験を積んだ上での同級生との有意義な交流を楽しみました。そこでの席上、磐田市の教育環境など、生活利便性などをPRし、磐田市へのUターン、Iターンを促す企画も設けられておりまして、感心すると同時に、私は牛久市の市議会議員でありますので、ちょっとしたライバル意識ではないですけれども、危機感も抱きまして、それぞれの自治体でやっていること、例えば英語教育など、大体同じようなことをどこもやっており、いかにPRしていくかということも重要だと感じました。

そこで、本年6月1日、牛久市は記念すべき市制施行30周年を迎えたわけですが、式典のような形というよりは、かっぱ祭りなど既存のイベントを市制施行30周年記念事業と銘打ち、その中でお祝いをしていきたいというように伺っておりまして、経費節減にもつながるよい取り組みだと感じております。

しかしながら、こうしたイベントはせっかく多くの人、例えば今は市外在住の元牛久市民も多く集まる機会でありますので、30周年をお祝いするのみならず、例えばブースを出展して牛久市のPRをするなどして、牛久市のシティープロモーションに取り組み、交流人口・定住人口の拡大につなげていくお考えはないか、見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 伊藤議員の市制施行30周年記念事業における取り組みについての御質問にお答えします。

当市の市制施行30周年記念事業は、格式を重視した式典を開催するよりも、各種団体等のイベントに対し市が支援を行い、市制施行30周年の冠をしたほうが、多くの方と喜びを分かち合えるという考えで進めております。

これまでも、ことし1月の牛久シティマラソン、4月のプロ野球イースタンリーグ公式戦において、公式キャラクター「ラーシク」の運用を行っておりますが、多くの来場者が見込まれる活気あるイベントには、それ自体が牛久市の魅力の一部であり、その現場においてのプロ



モーション活動は、イベントとの相乗効果も期待できるので、今後もイベントの性格や客層を踏まえ、牛久市の情報により多く触れていただける好機として、若年世代に対する定住促進の観点を重視したPR活動に利用していきたいと思います。

また、8月5日金曜日において、東口完成式典とオープニングイベントを開催する予定でございます。さらに、ことしで第6回となります商工会青年部主催の「ほろ酔い横丁」や縁日が開催されます。

牛久駅周辺には、東口駅前広場が新しくリニューアルされることを契機としまして、市民や訪問者が憩い、そしてまさしく30周年にふさわしい、にぎわいのあるまちづくりを展開できるよう、市民団体や商工会などの関係者の皆様とまちを盛り上げてまいりたいと考えております。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） さまざまなイベントに合わせてPRをやっていたらということ、30周年記念事業における取り組みとしましたけれども、今後もぜひ続けていってほしいと思えます。

続きまして、3点目、返済不要の奨学金についてお聞きします。

私は今、学生時代に借りた奨学金の返済を負担に感じる若者がふえているという報道がなされており、同僚議員からも本日、同じ質問がありまして学生時代は新聞配達をすることで奨学金の支給を受ける新聞奨学生でありました私としましても、何かできないかと悩んでいるところでもあります。

牛久市においては、先ほどお話がありましたけれども、社会福祉的な観点から、一般奨学金、交通災害遺児奨学金の制度を設けていると伺っておりまして、しかしながら高校を卒業した後の大学や専門学校に進学した人向けの奨学金となりますと、今は日本学生支援機構など全国的な制度を利用することになる現状にあります。

既存の制度の継続、周知徹底が進んできたということで、これはぜひ今後も続けていってほしいのですが、学生、社会人になって牛久を離れる若者が多いということも踏まえまして、福祉の目的に加えまして、定住促進目的も含めた新たな奨学金制度を設けるべきなのではないかと私は思っております。

この定住促進型の奨学金、宇都宮市や栃木市などを初め、各地で制度が設けられつつあるようですが、金額は受給する学生を、矛盾するようでもありますが、過度に縛ることのないように、それほど大きくない額でもいいと思えます。一般奨学金は年額7万2,000円ということですので、それを参考に7万円から10万円の間くらいでいいと思えますけれども、

それを一度貸し付ける形にして、学校卒業後、一定期間牛久市に在住することを条件として返済免除とする制度であります。

この奨学金が1つのきっかけになって、若者がつくば市や東京の企業に就職し、牛久市から通勤してくれるとなれば、親御さんも喜びますし、若年人口が維持されることによるさまざまな効果が期待できると思うのですが、先ほど答弁いただきましたけれども、確認の意味で、返済不要の定住促進型奨学金を設けることについて、執行部の見解をお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、伊藤議員の定住促進型の返済不要の奨学金についてお答えをいたします。

牛久市の奨学金につきましては、午前中の杉森議員にもお答えいたしましたとおり、またただいまの伊藤議員の御質問にありましたとおり、市内在住の児童生徒を対象にした一般奨学金と交通災害遺児等奨学金の2種類のみということで、この2種類ともいずれも返済の必要はない給付型の奨学金となっているところでございます。

議員御質問にあるとおり、定住を条件とした返済義務のない奨学金制度につきましては、既に他自治体で導入されている事例が見られます。内容といたしましては、卒業後一定期間居住すれば奨学金の償還が免除されるものや、一定の条件を満たせば奨学金の一部が免除されるものなどとなっております。

当市には、大学生や専門学校生を対象とした奨学金制度は現在ございませんが、一般奨学金の支給対象者等の拡大ということについては、今後の課題というふうに考えておるところでございます。

現時点で当市における奨学金制度の趣旨は、議員も御指摘のとおり、家庭の経済的事情により進学が困難な児童生徒を援助すること、いわゆる福祉的な目的で設置しているということでございます。今後、この現在の奨学金につきましても、午前中も申し上げましたとおり、まだまだいろいろな課題があるという状況でございますので、そういったもののまず改善を図った上で、その改善をする中で定住促進を目的とした返済不要の奨学金制度等につきましても調査研究を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 今後の寄附金の動向なども見きわめながら、ぜひ奨学金を充実させる方向で行っていただき、将来的には大学を誘致するくらいの覚悟で若年世代の定住促進をしていただきたいと思います。

さて、この1の（4）、東部地域への移住促進について伺います。

少子高齢化が課題となっております、奥野地区など市東部地域では、奥野小、二中に、市内どこからでも通うことができる小規模特認校制度が、今年度から始まり、牛久市まち・ひと・しごと総合戦略でも、東部地域を含む農村地域について、若手農業従事者の移住や2地域居住を促進し、農村の活力を高めます、農村地域への1ターン、2地域居住を推進すると記載されるなど、農村地域振興に取り組む姿勢を感じました。すぐ近くの阿見東インター付近では、いぶきの丘阿見東という計画人口2,600人の大規模な住宅団地、工業団地が、開発が進んでおりまして、隣接する牛久市東部地域、やり方次第で再生ができる、東京に通勤ができる農村として、大いなる可能性を秘めていると思うところであります。

しかしながら、都心に比較的近いゆえの制約、市全体では人口が伸びているということなのか、どうも動きにくいというか、政策が打ち出しにくいという面があるのかもしれない。

昨年12月定例会で私に取り上げました地域おこし協力隊、これは地域おこしにかかわる人材を国庫補助で臨時採用できる仕組みでございますけれども、こちらに関しても、今のところ検討していないということでありました。

今回は、より東部地域に人を呼び込むための方法として、生活する上での基本となる住宅の問題を取り上げようと思っております。

小坂団地から東側の農村地域に新たに住もうという場合、地域に居住する配偶者との結婚以外では、不動産広告などを見ておりますと、まれに中古住宅が売られますけれども、そもそも物件自体が少ないので、こうした戸建て住宅を購入するという選択肢しかない、1ターン・Uターンをうたってはいても、実現には極めて高いハードルがあると思います。

そこで、ほかの自治体では、例えば優良田園住宅という市街化調整区域で住宅の建築制限が緩和される仕組みを使うところ、数カ月間定額の家賃で宿泊することのできるお試し居住施設を設けているところなどなど、さまざまあるようですけれども、既存の住宅を活用する形でもいいので、牛久市でもこうしたお試し居住施設を設けるお考えはないか。

また、今年度予算に空き家バンクをつくるための費用が盛り込まれておりますけれども、民間との、不動産業者とのすみ分けを図るという意味でも、積極的に農村地域の物件を発掘し、販売・賃貸につなげていくお考えはないか、執行部の見解を伺います。

**○議長（市川圭一君）** 建設部長八島 敏君。

**○建設部長（八島 敏君）** 伊藤議員の御質問、東部地域への移住促進についてお答えをさせていただきます。

まず、先ほど御質問にもありましたが、法令上の観点より市街化調整区域における制限につきまして御説明をさせていただきます。

牛久市は全域が都市計画区域として指定されており、市街化区域と市街化調整区域に線引き

されております。御質問の東部地域につきましては、工業団地を除きまして市街化調整区域となっており、生活環境や自然環境を保全するため、都市計画上さまざまな行為を制限している区域となっております。例外を除き、一般の人が住宅を建築し住むことは制限されており、新たに居住施設を設けることは困難で、容易ではないのが現状となっております。

先ほど伊藤議員の御質問の中にもありましたように、牛久市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、農村地域へのIターンというようなこともこの中に掲げております。

また、牛久市では、空き家を有効活用するための施策として、牛久市空き家バンクの仕組みを立ち上げるため、現在検討を進めているところです。この空き家バンクの活用を促進するため、御質問にありました移住体験や居住環境の詳細な情報提供などの検討を行ってまいりたいと考えております。

バンクの対象地域としましては、東部地区を含む市内全域を取り組んでいく方向で考えており、先ほども述べましたが、市街化調整区域は法令上の制限がありますので、こういった条件を留意しながら、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、月曜日に、茨城県庁の都市計画の課長にお会いして、牛久の現状、要するに現在の調整区域などの土地の活用についてのお話をしたところでございます。やはり多いところと少ないところ、牛久にございます。それについてのこれからやはり検討、牛久といろんな話を交えながら、その土地に合った調整区域、市街化区域の考え方をもう一度構築してくださいということを、月曜日お話ししました。それで、またそういうお話を事あるごとに県庁に出向いて、そして牛久でどういう、そういう区域が一番いいのかということ、またこれからも一層検討したいと思っておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 市街化調整区域、土地用途の見直しについて、市長からお話がありました。ひたち野周辺の地域でも検討されているということで伺っていますので、東部地域を含め牛久市全体として検討していただければと思います。

続きまして、大きな2点目といたしまして、住宅地の一時駐車場について伺います。

ベッドタウンとして発展してきた牛久市ですが、初期に開発された住宅地では、民間ディベロッパー主導による宅地開発が行われ、現在の基準からすると、居住性に課題が残る住宅も少なくありません。こちらは牛久市のみならず、郊外型の戸建て団地全体に共通する課題でありますので、昨年私は同僚議員とも一緒になりましたけれども、県民大学講座で、これは県の生

涯学習講座ですけれども、筑波大学の社会工学類の先生の講義を受講するなど、改善方法を模索しているところであります。

これまでも住宅地の中にサービス上の店舗が少ない問題、狭隘な道路が多い問題などを取り上げてまいりましたが、今回は行政区の会議などでも話が出ているということであり、宅地内の路上駐車に関する問題について取り上げます。

居住性の問題と申すのは、1つは、1戸当たりの土地面積が狭いということがありまして、宅地の駐車場スペースも1台分とか、私の家はゼロ台ですけれども、余裕がないという状況でございます。月決め駐車場は整備されているのですが、一時的に車をとめる場所が、駅前の一時駐車場まで行かないと存在せず、市民の親族やリフォーム業者などと思われる車がやむを得ず団地内に路上駐車をしている現状にあります。

一方、空き家も重要な問題ですが、空き地が最近少しずつ団地の中で出てきておりまして、草取りなど管理の手間も大変なものがございます。

そこで、駐車場問題、空き地問題の解決の1つの手段として、市が空き地を借り上げ、もしくは市の所有する遊休地があればそれを活用し、一時駐車場を設けてはいかかかと考えております。この活用方法につきましては国土交通省の、つくば市にあります国土交通省国土技術政策総合研究所が発表しましたレポートの中にも、家庭菜園などと一緒の例として、活用の一例として駐車場が取り上げられております。

執行部におかれましては、宅地内に一時駐車場を設けることについて、どのようにお考えでしょうか。見解をお示しいただければと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 伊藤議員の御質問の住宅地の一時駐車場についてにお答えさせていただきます。

空き家・空き地の中には、所有者以外の第三者が利活用することにより、地域貢献などに有効活用できる可能性のある物件も存在しますので、空き家等対策を推進する上で、その跡地も含めた利活用を検討することは、地域資源の有効活用につながると認識しているところでございます。

ただし、路上駐車対策としての活用につきましては、現状を確認させていただき、地域の皆様方と話し合いを持ちながら、庁内の関係課と連携しながら進めていくことが必要かと考えているところでございます。よって、御理解を賜りたいと思います。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 空き地というのは、駐車場だけに使えるものでもないもので、やはり地域住民の意思というのは、おっしゃるように、確認することは大変重要だと思います。

再質問といたしまして、一方で、人の所有する土地を使うというよりは、市で持っている土地を使うのが、権利関係の面でもやりやすいのではないかなと思っておりまして、例えば土地開発基金で取得した土地の中には、売却の見込みが薄いものもあると伺っており、住宅地内に市で所有している遊休地があれば、次善の策として駐車場整備というのも1つの選択肢になるのではないかと考えておりますけれども、こうした住宅地内の市有地、市の有する土地のうち、活用されていないものは何筆、何平米あるのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

市が所有している土地の中で、市街化区域の中で土地開発基金を活用して使用している土地は、40筆、9,608平米でございます。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 40筆あるということで、売却を今後できるようにしやすくするための条例も今後上程されるということですので、売却あるいは駐車場を含めた有効活用などを今後検討していただきたいと思います。

本日の質問はこれで以上になります。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時47分延会